

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和2年6月5日 午前10時00分 招集
2. 令和2年6月18日 午前10時00分 開会
3. 令和2年6月18日 午後2時25分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	9 番	園田浩文
10 番	菅敏徳	11 番	市原正
12 番	森元秀一	13 番	大倉幸也
14 番	田中弘子	15 番	五嶋義行
16 番	藏原博敏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	河崎徳雄
20 番	湯浅正司		

欠席議員

8 番	谷崎利浩
-----	------

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	農業委員会事務局長	渡邊一倫
政策防災課長	加藤勇二郎	まちづくり課長	荒木仁
観光課長	秦美保子		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は19名であります。8番議員、谷崎利浩君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

毎回申しますが、一般質問の所要時間が45分と定められております。したがって、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営に御協力をお願いしたいと思います。

また、傍聴席の市民の皆さんにも傍聴規則に基づきまして、私語・雑談等につきましては御遠慮いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

これより順次一般質問を許します。

11番議員、市原正君。

○11番（市原 正君） 議員の皆さん、そして市長をはじめ執行部の皆さん、改めましておはようございます。

今期の一般質問、一番クジでございますが、一番クジを引いていただきました、議運の立石副委員長に感謝申し上げます。一般質問を始めたいと思います。

今回、通告をいたしました3点、順番に進めてまいります。まず第1点、学校教育について。新型コロナウイルス大変な病気が流行しております。この感染予防のために、学校が長期間にわたって休校いたしました。既に報道のほうで夏休みの短縮という方向性が出されておりますが、阿蘇市として教育課のほうで、今後どういった方向性をもっているのか。その点について、詳しく説明を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

子どもたちが学びに必要とする授業日数が休校によって大幅に減少しております。それによりまして、夏休みと冬休みをもって対応することを考えております。具体的には、夏休みを17日、それから冬休みを3日短縮しまして、それと併せまして土曜授業を8日ほど実施して授業日数としたいと計画しております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 今、夏休み17日、冬休みは3日、それから土曜日を8日間ということで説明をもらいました。この間、非常に長期間の休みでありましたので、これだけで補いがきちっとできるのかということ保護者の方、心配をされております。当然、運動会等の実施といったことも今後検討していくんじゃないかと答えておりますが、教育課のほうはどういった方向性を持っていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） この授業日数で十分かという御質問でございますが、通常、学校のほうで行います文化祭とか、いろんな授業のほうも中止あるいは短縮して行いまして、これを学校と教育委員会と、特に保護者のほうに理解を求めまして実施していこうと考えております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） そういった方向性を教育課として出しておられます。先ほども言いましたように、保護者の方は自分の子どもたちが遅れるということを非常に心配しておられます。特に中学3年生、受験がありますが、それに間に合うのかという心配の声も聞きますので、十分に校長会あたりと協議をされて対応を求めておきたいと思っております。

続きまして、やはりオンライン授業、タブレット関係ですね、既に近隣の町村でもタブレットを全部にそろえていたということで、授業の遅れがそんなに目立ってないという報告もあっていますが、なぜあるとき電子黒板などの整備のときにタブレットを全生徒にということ言っていなかったのかなという後悔も一つありますけれども、今後、市の全児童生徒への整備計画、こういったものについてどうお考えなのか、聞きたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、文科省のほうで推進しておりますGIGAスクールというのがございます。これによりまして、阿蘇市のほうでもタブレットを1人1台整備することとしております。コロナ関係で私たち会社員、大人の方も自宅でテレワークとかいうことで推進をされましたように、子どもたちにおいても学びを保障するためにインターネットを使った学習が必要ではないかと考えております。市の方でも、先ほどと議員が言われましたように、デジタル化というか、ICT等の整備を進めてまいりましたけれども、タブレットにおいても計画的に配備をしてきたところでございます。どうしても今回、受けまして、1人1台必要だということで、中

学生、小学生に1人1台行き渡らなかったということで、今後整備してまいりたいと思います。今後の議会のほうで上程をして、積極的に整備をしてまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） ぜひ、早急にしていただきたいと考えておりますが、教育課として時期をどれぐらいに整備をするということを考えていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 時期といたしましては、教育委員会のほうでは今年度中の整備を積極的に計画してまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 今年度中に全児童生徒へのタブレット整備ということで、ぜひこれは早急に、きちっと実施をしていただきたいと要望しておきます。

教育課のほうは以上であります。ありがとうございました。

続きまして、2番目の医療センター、当然、阿蘇管内で感染症の施設がある医療センターということで、阿蘇保健所管内に発生されたコロナウイルスの感染の方を受け入れたという話も聞いておりますが、これによって必要な経費、当然出てきたと思います。また、この患者さんを受け入れることによって、一般の患者さんが遠慮されたと、院内感染になるんじゃないかとか、そういったことで経営的にどうなっているのか。その点について伺いたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 阿蘇医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、国の支援ということで説明をさせていただきたいと思いますが、まず物資の支援、いわゆる現物支給的なものにつきましては、N95 マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋等を、要は直接的な感染症対応に必要な医療資材につきましては、先ほど市議がおっしゃいましたように、県指定の感染症指定医療機関といたしまして、優先的な配分を受けております。あと、財政的な支援につきましては、国の補正予算、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、その中の医療分とあるんですが、これに県からの財政支援、国から県にきまして、県からくるということになります。これにつきましては、先ほどおっしゃいましたように当院感染症病床4床あります。その4床の受入れのために4階病棟を陽性患者専用ということにさせていただきました。したがって、残る一般病床の36床を空床化しました。このことに対しまして、まず今が2次補正と言っていますので、いわゆる1次補正でよかったのかと思いますが、令和元年度分として申請をしまして、既に2,098万2,000円の補助金を受けております。5月18日に受入れをしております。これにつきましては、何回もすみません、重複しますが、当院が県からの要請を受けて陽性患者受入れに係る入院病床を確保した空床に係る経費というのが対象になっておりまして、1床1日当たり1万6,190円ということでの基準額となっております。

また、これはいわゆる3月31日までの元年度分ということですので、4月1日以降につ

きましては、令和2年度分ということで現在申請中でございます。

市議から御心配していただきましたように、当然その分、収入が減ってくるわけなんです、いわゆるこの補助金を空床化交付による入院収益の目減り分の補填財源と今は考えております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 今、国からの支援という形で、物質的な支援、そして金額的な支援の報告をもらいましたが、これで今、全国的に聞いているところでは、この新型コロナウイルス感染症の患者さんを受け入れた病院というのが赤字に陥っているという話を聞きます。そういう話を聞く中で、私どもがやはり心配するのは、医療センターが赤字経営になっていく、そういったことを心配するわけですよ。ですから、そこのところはどうなっているかということの答弁を求めたいと思います。だから、今、国からの支援がとりあえず2,000万円ありました。あとまだ4月からの分が入ってくる。しかし、マイナスになった部分をそれできちっと補うことができるのかということですね。そのあたりについては、どうでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 阿蘇医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） ただ今の御質問の件です。当然、病院としましても一番頭が痛いところでございます。先ほど補助金があるとは言ったものの、通常の入院収益と比較すれば、もちろん十分ではございません。そもそも医療センターにつきましては、御報告しておりますとおり単年度赤字ということが続いておりました。したがって、院内でも何回も重ねて協議を行った結果、急な、一応今のところ、一段落という言い方でいわかりませんが、陽性患者の発生は熊本県内においてもありませんので、今の期間、急な病棟間の移動にも対応が可能な、地域包括ケア病床に入所をされる方を4階病棟に6月1日から、一遍にはございませんで段階的に今再開をしております。そういう意味での収益確保ということで、ただそれも今後、阿蘇保健所、県からの指示を含めて、これからの感染動向に合わせてちょっと流動的かなと思っておりますので、併せてそれを補填じゃありませんが、病院の中で、以前報告もしたと思いますが、病院機能ワーキンググループというのを立ち上げまして、少しでも診療報酬の確保をできないかということで、それは職員として努力をさせていただいているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） この医療センターについて、ある市民の方から阿蘇保健所管内の患者さんを受け入れた。それは、阿蘇市民の方じゃないと。それによって、医療センターが赤字になる。その補填を市の一般会計からせないかんような状態になったときには、それでいいのかという質問をもらいました。私も答えるのに苦慮しました。そういった考えを持っておられる市民の方もいらっしゃいます。当然、国からの、あるいは県からのいろんな補助をもらってあの施設をつくったわけですけども、やはり阿蘇市民が一番じゃないかという声も市民の中にあります。そういったことについて、医療センター部長はどういったお考えをお持ちなのか、聞いておきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

幸いという言葉でいいかわかりませんが、阿蘇市民の方の発症がなかったということは、非常によかったと思います。市のほうにおきましても、万全の予防体制を取った結果が、それに結びついたということだと思っております。

結果としまして、他町村の患者様を受け入れざるを得なかったと。それは、政策医療を行うということで、ある意味使命を担っておりますので、そこは拒否もできなかったですし、従わざるを得なかったということになっております。ただ、今、市議が懸念されましたように、それによって阿蘇市立の公立病院ということで財政支援は阿蘇市からしかいただいておりますので、今のところのスキームとしてはそうなっております。

今後は、広域的な病院ということで、広く阿蘇郡市の皆様方に理解していただければ、おのずとそういう声も上がってくるのかな。また、こちらからもしっかりそこはアピールしていかなくてはならないと思っております。ただ、そう言うものの、直近ではどうなるかということにはなるんですが、十分な補助金をいただいた上でまだ足りないというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、聞けば先ほど1日1万6,000円の空床確保の補助金をいただいたわけなんですけど、2年度も基準額は逆にちょっと減っております、1万6,000円と今聞いております。他県では、県単独でその上乗せをされている県もあると聞いておりますので、市長が県のほうにお願いにも行っていただいたわけなんですけど、例えば熊本県からそういった県の補助金の上乗せとかも、それはそれとしてきちんとお願いとしてしていただくべきかなと思っておりますし、少なくともしっかり社会的な公立病院としての役割を果たした、なのにそれが経営に支障を今後来すということでは、もちろん市民の皆様方にも申し訳ございませんので、あらゆる手を尽くして収入の確保に努めて、少なくとも経営に係る支障については減らしていこうと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 部長、ありがとうございました。

この問題について、財政課の課長はどういったお考えをお持ち、今、話を聞いておられたと思いますが、やはりこのままでいいのかということですね。そういったことについて、少しお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

一般会計からの支援の方法としては、今までの経緯でいくと繰出金、それから貸付金ということで支援をさせていただいております。特別交付税の措置がある分については、しっかり支援をさせていただきたいと思っておりますし、今後の病院の経営状況、それから阿蘇医療圏のその感染の状況と感染者の受入れ状況あたりを踏まえて、支援については検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 先ほど、医療センターの部長のほうから、市長は県のほうにも財政支援というか、県のほうの支援をということで行かれたということですが、財政課として

さらにやっぱりそういう方向性をきちっと求めていく、国にも県にも求めていくという方向は持っておられますか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 一応、国・県からの支援の情報あたりはいただいておりますし、今後も注視しながら、しっかり現場の要望を伝えていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 先ほど、一部の市民の方が心配されたように、他自治体からの新型コロナウイルス感染症の患者さんを受け入れたために阿蘇市の一般会計からの多額の補填をしなきゃならない状況にならないように、十分検討していただきたいと思います。

課長、ありがとうございました。

それでは、3 番目の最後の質問になりますが、阿蘇東部地区地域のモデル団地事業、10 年を経過しまして、3 月議会でこのハウスの解体費用 2,000 万円を追加というか、当初で出していました、市民の方から今度これを移転するのに、その費用をまた農政のほうから出すんじゃないかとか、いろんな話が入ってきました。これ、当初、10 年前にほとんど国の補助で、100%補助みたいな形でできたと記憶しておりますが、農政課のほうでどういった計画を持っているのか。その点について、答弁を求めます。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、平成 21 年度に国の補助事業、100%でございますけれども、県の土地改良事業団体連合会が事業実施主体となりまして、波野管内に 2 か所モデル団地を整備しているところでございます。今回、一部の地権者の方から平成 22 年から 10 年間の利用権設定を行いまして、以後の再設定については応じられないということで、今回対象農地に整備しておりますハウスの撤去ということで、令和 2 年度の当初予算のほうで 1,800 万円、それから撤去後の造成費用ということで 200 万円、合わせまして 2,000 万円を計上させていただいております。現在撤去の工事を進めておる状況でございます。本市といたしましても、本年 4 月からのダムの供用開始が本格的に始まったわけでございます。今後も波野地域で水利用の拡大を図るためにもモデル団地の継続といったものは必要不可欠でございますので、今後の阿蘇東部地域の営農の重要な位置づけとなることもございますので、今回、0.6 ヘクタールが対象でございますけれども、移設に向けて入植者の方 3 名と現在、費用負担も含めてあらゆる手段の中で協議を行っておる状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 今、課長のほうから水利用という話も出てきましたけれども、市民の方、私に話が来たときは、その受益者の方があまりにも良すぎると。100%補助でもらって、それでさらにそれを 10 年間たつてそこの土地が利用できないようになったので解体をして、また新たなところに建てると。それをまた市のほうの金で出すと。あまりにも良すぎるんじゃないかという話が来ております。ですから、担当所管として考えてほしいのは、やはり応分の負担を受益者のほうに求めていくという方向性を考えてほしいと思いますが、

いかがですか。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 応分の負担ということを含めまして協議を行っておるところでございますけれども、本市の農業施策の整合性といったものが図られるよう今後とも入植者の方々と協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長（湯淺正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 課長、ありがとうございました。

あまり受益者の方が、先ほど言いましたように良すぎるとい批判が出ないように対応を検討していただきたいと求めておきたいと思っております。ありがとうございました。

以上で、私の3点、質問終わりましたけれども、新型コロナウイルスの関係がまだまだ続くかと思いますが、執行部の皆さん方には御苦勞をかけると思っておりますけれども、阿蘇市内、または阿蘇地域に感染が出ないように十分な対策をお願いしまして、一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君） 11番議員、市原正君の一般質問が終わりました。

続きまして、4番議員、甲斐純一郎君の一般質問を許します。

甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 4番議員、甲斐純一郎でございます。発言通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

早いものでございまして、私も議員として大役を仰せつかり早1年が過ぎました。この1年間は、議員さんの御発言・御提案を拝聴することも勉強だという先輩議員からのお言葉をいただき、しっかり勉強させていただいたところでございます。今後とも阿蘇市並びに市民のためになるように一生懸命頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、通告に基づきまして令和2年8月8日、JR豊肥線阿蘇大津間が4年ぶりに運行再開します。10月には、国道57号現道、北側復旧ルートが開通いたします。このことは、市長さん、議長さんをはじめ、関係団体の多くの方々のお努力のたまものと敬意を表するところであります。

阿蘇は御存じのとおり、これまで九州北部豪雨水害や熊本地震、阿蘇山の爆発等によりまして、大きな被害を被ってまいりました。しかもここへまいりまして、新型コロナウイルス感染症、日本全体が大打撃を受け、当然でありますけれども阿蘇も観光をはじめ、すべてに被害を被っているような状況でございます。

しかし、そういったものの、8月8日は、いよいよ迫ってまいります。コロナ対応も当然頭に置きながら、JR豊肥本線運行、阿蘇観光、地域振興の柱に準備していかなければならないと思うところでございます。

本議会の初日、諸般の報告で市長より説明があり、重ねての説明で恐縮ではございますけれども、まずは市長から豊肥本線の運行再開に向けてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

併せまして、その後に担当部署の政策防災課並びに観光課、より観光客を迎えるための受け入れ準備、PRについてお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

今の質問でありますけれども、8月8日に無事豊肥本線が開通をするということは、待ちに待った住民の皆さん方の気持ちでもありますし、もちろん私たちの気持ちでもあると同時に、隣県の大分県にとっても大変なお喜びであると思っておりますし、その8月8日の時点において、一つの大きな復興が進んできたという大きな証でもあると思っております。

ちなみに、この鉄道だけに関して言いますと、大切な子どもさんたちが学業をやるにおいて、やっぱり今までは豊肥本線を活用しておったけれども、それができなくなった。また、熊本方面、あるいは菊池方面に通勤をする皆さん方がすごく不便になってきたということについて、いろんな手当をさせていただきまされたけれども、これが無事そのようなことではっきりと見えてきたというのはよかったなと思っておりますし、この8月8日を機にして、いろんなイベント等をJR九州ともやりながら、また申しあげましたように竹田市とJRと、そしてまた阿蘇市と、この豊肥本線についての地域の活性化ということもしっかりと取り組んでおりますので、そのことについては担当のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、これからの阿蘇市の地域振興、また阿蘇郡市にとっても大変よかったということだけを感想としてまずは述べさせていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） おはようございます。それでは、まず政策防災課のほうから御回答させていただきます。

JR豊肥本線運転再開につきましては、8月8日の運転再開が決定されたところでございます。市としましては、JR運転再開と併せまして10月開通の北側復旧ルート、それから国道57号現道と待ちに待った主要交通インフラの開通であると考えております。この交通インフラ開通を契機といたしまして、低迷します阿蘇の観光、それから経済についてV字回復させていくために、広く、より多くの方々にアクセス改善と、それから阿蘇の魅力をアピールしていくということが必要と考えているところでございます。

コロナ関係で少し遅れましたけれども、先週10日に副市長を委員長といたしまして、関係団体、商工会ですとか観光協会の皆様と阿蘇リバイバルキャンペーンと称しまして実行委員会を立ち上げさせていただいたところでございます。各団体と連携をいたしまして、様々な事業を展開していくことによりまして、地域振興、それから経済波及効果を図っていきたいと考えているところでございます。この実行委員会につきましては、開通イベント部会、それから記念式典部会、あとキャンペーン部会ということで3つの部会を立ち上げまして、各部・各課、すべてがどこかの部会に入って全庁的に取り組んでいくことにいたしております。具体的な内容につきましては今後になってまいりますけれども、各部会それぞれが企画調整をやっていくことにしております。

以上でございます。

○議長（湯淺正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 観光課から説明いたします。

待ちに待っておりました。開通日の8月8日は、JR主催の出発式が熊本駅で行われます。阿蘇駅では、阿蘇市主催の出迎え式を行う予定です。対象車両は、特急あそぼーいの始発です。9時ごろになるかと思います。その再開を盛り上げる開通関連のイベント、それと誘客キャンペーン等が数か月にわたり予定されておりますが、いずれもJRを活用した観光地域づくりを進めております阿蘇市、竹田市、JR三者連携で今事業を進めております。その事業とタイアップして行う予定です。具体的な内容は、JR九州本社から今月の末に発表されますので、もしばらくお待ちいただきたいと思っております。

観光課では、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、市内8つの駅でも歓迎の雰囲気を保ちたいと思っておりますので、地域の方々の御協力をいただきながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（湯淺正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

去る5月31日、熊日新聞でJRの利用促進について掲載され、市長さん、観光課長さんの、発言を拝見させていただいたところでございます。九州の観光は阿蘇抜きでは考えられないということ、それと今お話いただきましたとおり、通勤・通学にしっかり活用し、大分との連携もしっかりやっていくということを確認したところでございます。

しかし、その際に市の観光協会もコメントを出されておまして、JR九州を活用した満足できるキャンペーンづくりを着々と進めるということが載せてありました。この言葉に私なりに興味津々でありまして、真意をお伺いしたところでございます。そして、このキャンペーンをするに当たり、どのように考えているのかという話をしましたところが、当然のことですけれども、市のほうはこのキャンペーンを成功するために一生懸命に頑張られておると。そして、我々をしっかりリードしていただいております。ただし、残念ながら、繰り返しますけれども新型コロナウイルス感染症で非常に大きな打撃を受けていると。4月においては10分の1の宿泊状況だということをお聞きしました。しかし、観光客もそのキャンペーンを通じて、阿蘇にお越しいただく方がしっかりと喜んでいただくよう一生懸命やっていきたいと言われました。そして、当然でありますけれども、リピーターが再度来られるように考えていきたいと言われておりました。また余計なことですけれども、観光協会も一生懸命頑張って、そして阿蘇市へしっかりと納税できるように頑張るという話をされておまして、大変心強いものでありますし、私も一議員として、しっかりサポートしなきゃいかんかなと考えたところであります。

しかし、先ほど政策防災課長、観光課長さんのほうからもお話がありましたけれども、この豊肥本線再開、阿蘇大津間の再開は、これは阿蘇市だけの問題ではない。熊本県が熊本の観光振興全般として考えて、そしてJR九州もそれぞれに配慮していただき、総合力で対応しなければ成果は上がらないんじゃないかなと考えております。何はともあれ、お客さんが来てなんぼでございます。今朝の新聞にもありましたが、地元経済支援策も必要であります。

その辺を観光課長さんのほうから答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 実は、明日の追加議案のほうでも御説明させていただきますけれども、今回の経済対策については、市長、副市長ともずっと相談しておりまして、ちゃんと計画的に戦略を立てていこうということで、明日の追加議案はそれとして、今というタイミングで政策を採らせていただきますけれども、その後にはちゃんと継続して国の大型のG o T oキャンペーンをもって来る。そして、その後には県のほうにお願いして、後続でやってくださいということで、2 か年で、結局コロナウイルスで阿蘇市に開通の復興イベントを精力的にやるというのが少し弱まっているように私感じましたので、2 か年でやってくださいということをお願いしています。それで、また近日、市長に説明に来るということですので、そういったことでロングランに、そのときも市もタイアップして、長期的な計画で短期・長期ということで対策を進めていく。それに観光協会、旅館組合が主役ですので、その方たちがもちろん一生懸命になってもらわないと困ります。他にも観光課のほうで国の事業を幾つも取っておりますので、またそれも実際、お客様を遊ばせるプレイヤーの方々、要するに先ほど言いました、松永事務局長が満足ができるキャンペーンというのはいかに楽しんでもらえるか、おいしいものを食べたいというニーズに近づけるかですので、そういったことをしっかり準備して、今、セールスもやっておりますので、水面下で旅行会社にやっておりますので、その辺は頑張らせていただいているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

先ほど政策防災課長のほうからリバイバル・キャンペーンを立ち上げてやるんだという話をお聞きしましたけれども、私は今回、この政策提案をする際、このJR問題は3月議会から6月議会にお話をさせていただこうかと考えて、赤水から滝水までの8つの駅、それと立野駅周辺を幾度となく回らせていただきました。そして、どうしたら観光客が喜ぶかなと、来てよかったなと考えられるかということをおなりにしっかり想像をやってまいりました。観光客は、先ほども申しましたように、九州豪雨水害、熊本地震、阿蘇山の噴火等々で大被害を被っておると。その地がどのように復旧・復興しているのかというのを想像しながら、立野駅に着くんじゃないかなと。そうすると、立野駅は今も山肌に爪痕がたくさん残っている悲惨な状態であります。ただ、目の前には阿蘇大橋が見え、そしてスイッチバックしていけば立野ダムが見え、そしてそれぞれ進めば左側には土砂崩落で最悪の事態が起きたエリア、その傾斜部分あるいは砂防工事が完了されておりまして、阿蘇に気持ちのある方は、本当手を合わせるような場面が見えるのではないかなというふうに考えております。そして、JRがどんどん進んでいきますと、阿蘇市の西玄関赤水エリアに入り、左側に北側復旧ルートトンネルが見え、高架線が見えると、随分変わったなと感動され、そしてそれから先は右側に雄大な阿蘇の五岳が見えてくると。そうしますと、しっかり観光マップといいますか、そういうもので紹介されております阿蘇ジオパークやジオサイト、こういったものを確認して、阿蘇の全貌がしっかり見えてくるのではないかなと考えておるところでございます。こ

の前、観光課長さんのほうにお話を聞いて、一つの市に8つの駅があるのは全国で2つなんですよと。北海道と阿蘇なんだという話もお聞きしました。ちょっと想像が過ぎて大変恐縮でありますけれども、こういったロケーションを観光で紹介するということはいかなものかと、専門家のお話を聞きたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 8つの駅、こういう地方において、8つも駅がある市町村は珍しいということでございます。駅を降り立って、私もそれぞれの個性ある玄関口の環境を整えたいと思っております。まずは、主要観光地でございますと、ある程度駅周辺に二次交通の利便とか、もちろん今、魅力の話をお話されました。列車の魅力と言えば、言われたとおり、カルデラの中を横断するような列車はもう世界で一つですので、スイッチバックもあってですね、列車の魅力はもう言うことはないと思います。一番大事なものは、そういうことを言っても、中の環境が受皿としてレベルが悪いとお客さんはリピーターになりません。なので、ここ3年、4年で集中して阿蘇駅を日本政府観光局のカテゴリー2、常時英語の通訳者がいると、そういった方の整備を中心に整わせていただきまして、二次交通も今全部、レンタカー、バス、タクシー、イーバイクもあるという環境で、今、10台レンタバイクも、もう13年前から設置しているという環境を整えて、道の駅阿蘇も手荷物預かりも始められるということで、もうどこにも恥ずかしくない環境がようやく整いました。今、交通インフラも整いましたので、これで大手を振ってしっかりプロモーションができると思っています。まだ皆さんと、これは今、お一人お一人が情報発信できる時代でございますので、ぜひ協力してそれぞれのサイトから、口コミでも発信していただく、そういう地道な活動から思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

これからは、ちょっと現実的な話でありますけれども、先ほど滝水から赤水まで、幾度となく回らせていただきましたが、その中で阿蘇から滝水までは、もう現在も動いておりますので、駅舎周辺等につきましても、地元の協力を得て大変きれいにされております。また、阿蘇駅から赤水間は、工事中であるということで整備もまだまだであります。ただ、赤水、内牧につきましても、新駅舎ができておりますけれども、まだトイレはできていない状況であると。6月8日、補正予算の中で内牧駅の予算化がされたのを確認しましたので、そちらのほうはわかりましたけれども、赤水駅はどうですかということで思っておりましたら、昨日、総務委員会委員長報告の中で確認をしました。そこを政策防災課長、説明をお願いしたいと思います。どのように対応されるのか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 赤水駅のトイレでございますけれども、今おっしゃられましたようにトイレがないような状況でございますけれども、当初、地元のタクシー会社さんのほうが赤水駅敷地内に事務所をつくるという計画がございまして、それに併せまして駅利用者も使えるようなトイレをつくっていただけるということで話があつておりましたけれ

ども、新型コロナウイルス感染の影響を受けまして、その会社のほうからは計画を白紙に戻させていただきたいということの申出がありましたので、赤水駅のトイレの計画がなくなったところでございます。

今後も継続してJRのほうに要望・協議をしてみたいと思いますが、現状としては少し厳しい状況にあるというところでございます。JRといたしましては、無人駅には基本的にはトイレはつからないという方針ということ聞いております。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） JRの方針はわかりました。しかし、御存じのとおり、トイレがないじゃ通勤・通学の人たちにとっては、とても大事な問題ではないかなと思います。都会だったら3分おきぐらいにどんどん列車来るわけですけども、阿蘇に関しては1時間、2時間待たにゃいかん。そこのトイレを借りにもいけない。学生ですから、恥ずかしいからもう家に帰ると。そうしますと、もう1便、2便遅れてしまうということになりまして、とんでもない事態につながるかなと思いますので、そういう状況であるならば、仮設を据えろとか、そういったことも御検討いただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 今ございましたような意見も参考とさせていただきながら、当然、地元の方、それから利用者の方からはトイレ設置ということで声が上がってくると思っておりますので、JRのほうと何ができるのか、どういう方向があるのか、また市としてどういうことができるのか、早急に検討していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 是非ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

後ろの時間が足りなくなりますので、次に進めさせていただきますと思ひます。

駅周辺の駐輪場を利用したレンタルサイクルのサイクリングの検討につきまして、お話をさせていただきますと思ひます。阿蘇駅には、当然レンタルサイクリングが並べてあります。新型コロナウイルスの関係上、お客さんの数が少ないことから、まず残念ながら動いた形跡がありません。しかし、観光課長さんにこれまでの状況はどうなんですかということでお尋ねをしました。当然コロナウイルスがくる前、あるいは災害等がないときは、それぞれの御利用状況が出ていたのではないかなと思ひます。課長さん、説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 現在のレンタルサイクリングの状況をお話しします。今、案内所3か所に置いています。阿蘇駅前、阿蘇インフォメーションセンターとはな阿蘇美前の旅館組合の事務所、そちらと一の宮インフォメーションセンターです。こちらのほうは宮地駅に起きたかったのですが、どうしても対応する方がいらっしやらないということで、一の宮インフォメーションセンターに置かせていただいております。それと民間のほうで内牧のクランプさんが1件ございまして、そういった環境でございます。阿蘇駅前以外は少数でございますので、申し訳ございませんが、阿蘇駅前のレンタル自転車の実績の数を申し上げます。令和元年度は312台で18万6,900円です。それと平成30年度は464台、28万9,980

円となっています。黒字かというとは黒字ではないんですけども、主要観光地のサービスとして非常に好まれてはおります。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。ただ今、観光課長のほうから3地区の状況をお話いただきました。私は、地理的に考えてみますと、宮地駅のほうは結構PRができれば価値観が上がってくるのではないかなと考えております。それには、まだPRが足りないですね。宮地駅に降りて、いわゆるテレビ、ビデオでそういったのがあるという話も聞いているんですけども、現実には喫茶店の隅の隅にあって、今その喫茶店も閉まっている。当然、見えないですね。その点、阿蘇駅になりますと正面にどかっと出てくる。やはり観光客が不特定で眺めながら情報をキャッチすることができますね。やはりそういう状況を整えていく。それと、レンタルサイクルを管理する人をしっかり見つけていけば、宮地の場合、阿蘇神社まで自転車で5分、10分で着く。そうなりますと、時間も費用も短縮され、ゆっくり観光ができ、そしてゆっくり食事、そしてゆっくり阿蘇の産品をお買い求めいただき、阿蘇満喫へつながると思っているところでございます。その辺もどうぞ、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） おっしゃるとおりだと思っております。宮地駅につきましては、阿蘇神社周辺事業も今年度中には形ができてくると思っております。それと、JRの観光客の利用は7割が外国人でございまして、宮地駅にも次はてこ入れしなければならぬと言っていたところでございます。それと、マップもそういったことで、多言語表記のものが欲しいと思っていたんですけども、ちょっとマップのことも、いいニュースも入っていますので、そういったことで、サイクリングのレンタル自転車については、一度やっぱり考えてはいたんですよ。でも、もう費用があまりにもかかり過ぎるということで、一の宮インフォメーションセンターに置いてありますけれども、今一度JRも復旧しますので、可能性調査のほうをさせていただきます。それと環境づくりも、8月8日に向けての短期の部分と、それ以後も引き続きまちづくり課と協議しながらやっていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

ただ今、観光課長のほうから外国人という話もありましたけれども、よくよくデータを調べてみると、外国人もさることながら、九州一円ぐらいからの集客、これが非常に実があるんじゃないかなともお聞きします。そこをターゲットにやっていくならば、それぞれ成果が出てくるんじゃないかなと適当に考えております。今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

次に、阿蘇神社周辺事業の進捗状況と竣工後のJRとの連携策はということについて質問をさせていただきます。

議会のたびにまちづくり課長さんが同事業の説明をなされ、現場もどんどん整備されております。まず、進捗状況からお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、阿蘇神社周辺整備事業の進捗状況はということで、阿蘇神社周辺事業、これにつきましては、J R西日本さんの御寄附が元々の原資になっておりまして、阿蘇市と阿蘇神社のほうに県のほうから振り分けられているという事業でございます。平成 30 年度から取組みまして、昨年度までに公衆トイレの改修や新築、門前町商店街、栄通り商店街等の街路灯の整備を行ってきておりまして、本年度については5月15日に県のほうから交付決定が来ましたので、現在として阿蘇神社駐車場の整備、インフォメーションセンターの改修工事等々の設計、それと阿蘇神社の神話であったり、祭り等をインフォメーションセンターに展示する部分の設計関係について、関係機関のほうと協議をしながら行っているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

この事業を進めるには、まず阿蘇神社、それから地元の協力がいいことには進まないかなと思います。私も地元でございますのでよく影ながら見ているつもりですけども、それぞれ昼夜を問わず、地元とのコミュニケーションをしっかりと対応されておりまして、非常に評価に値するかなと思っているところでございます。阿蘇は当然観光も目玉の一つでありますので、それを考えますとまちづくりが大きなキーポイントになるんじゃないかなと思います。さらに頑張ってくださいと思います。

ところで、竣工後のJ Rとの連携、何かありますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 整備について、評価いただきましてありがとうございます。もちろん、地域振興という形でまちづくり阿蘇株式会社、門前町会、地元の門前町商店街の関係機関の方と連携していきながら、受入れ整備については万全の体制で準備を進めていきたいと思っております。

J Rとの連携につきましては、観光課と連携をしながら、J R九州、J R西日本、または自家用車の利用の方についても利便性が上がるように図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。今後ともしっかりと地元をまとめて頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

続きまして、阿蘇警察署移転に伴う一の宮地区への交番等の設置について質問をさせていただきます。この件につきましては、これまで全員協議会で経過報告や今議会で冒頭、諸報告もありまして、私なりに十分把握しているつもりでございます。がしかし、地元の意見もいろいろありまして、そこを含めて再度御確認をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、阿蘇警察署の完成時期、それから移転時期というのはどうなっているのか、教えてください。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 阿蘇警察署につきましては、御承知のとおり、今、黒川

のほうに建設が進められているところでございますけれども、8月11日に移転をして、新庁舎での機能をスタートさせるということで聞いております。完成は、確認はしておりませんが当然8月11日前、その頃になってくるだろうと思っております。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） わかりました。

この警察署に関しましては、これまで市長さんや関係団体で再三要望され、一の宮に交番の設置をお願いしたいと要望されているのはよく存じているところでございます。しかし、先般の全員協議会の中でもありましたが、警察署移転後の治安情勢を見極めながらの対応と、これに変わりなく早急に警察施設を整備することは難しいということが書いてありました。ただ、地元は誰しもが交番を望みますけれども、治安情勢を見極めながらの対応で、仮に2年が過ぎました。何もありませんでした。じゃ、一の宮は警察は要らないじゃないですか、交番は要らないじゃないですか、駐在所も派出所も要らないじゃないですかというのはいかなものかなと考えているところでございます。現時点でありますと、駐在所であれば場所の確保さえすれば、その限りではない。賃借料、20年から40年分支払う計画があると述べられておるわけでございますので、とりあえず駐在所を先につくって、治安情勢を勘案し、さらに交番への格上げを要望するというのはいかなものかなと考えておまして、市はどのように考えられているのか。どうしても交番にこだわるのか。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 市としまして、交番にこだわっていくというわけでもございません。おっしゃられたように警察施設が何かしらあれば、抑止力にもつながっていくと思っております。現在、関係各団体のほうに警察からの回答について直接説明をさせていただいているところでございます。その中の御意見としまして、交番設置が一番望ましいけれども、やはりいつまでも何もできないということであれば、何かしら警察施設としてあればという御意見もいただいておりますので、そういった御意見を踏まえながら、今後警察のほうとまた協議を進めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。これから市長さんのほうからお話もありましたように、関係団体や住民間協議が今後十分なされるかと思えます。しかし、今、課長が言われたように、警察施設ができれば地元としても非常に安心できるのではないかと考えます。どうか素晴らしい御判断がなされますことを祈念申し上げ、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（湯浅正司君） 4番議員、甲斐純一郎君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、11時20分から再開したいと思います。

午前11時09分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19 番議員、河崎徳雄君の一般質問を許します。

河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 19 番議員、河崎徳雄でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回は、農業関係ばかりですけれども、この議会で農業委員の同意がなされました。新しい農業委員さんが 7 月に誕生するわけですけれども、農業委員の役割というのは、農地の幹旋、農地の荒廃防止とか、たくさん仕事はありますけれども、農業者年金の加入促進というのも、農業委員会の重要な役割だろうと思っております。そういうことで、農家のための農業者年金は、17～18 年前に今の新しい農業者年金制度となり、とってもいい年金です。そういうことを含めまして、現在、阿蘇市の農業者受給者は旧制度を含めまして何名おられるのかをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡邊一倫君） お疲れ様です。ただ今の御質問にお答えします。

農業者年金の加入状況につきましては、受給者数を含めまして熊本県内で 1 万 7,417 名でありまして、うち阿蘇市は 640 名の方が加入という形になっております。また、新規加入者につきましては、昨年度が 4 名、一昨年度が 8 名という形で、直近 5 年の平均を取りますと大体 5 名程度の加入となっております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 阿蘇市内で旧制度も含めまして 640 名の農業者年金をもらっているそうでございますけれども、私も高齢で農業者年金をもらっておりますけれども、やっぱり老後は一般的に言われますように、夫婦で 23 万円～24 万円が必要だそうです。そのうち、国民年金が夫婦で 13 万円ぐらい支給されますけれども、あとはやっぱり農業者は農業者年金に加入して補填するしか老後の生活は成り立ちません。そういうことで、今、この直近の 5 年間を言われましたけれども、阿蘇市で今 40 数名ですか、農業者年金を支払われている方は。しかし、阿蘇市で新規就農者が 58 名おります。認定農家が 425 名おられます。その中で 60 歳以下は 100 名おられます。しかし、農業センサスなんかを見ると、農家数は、60 歳以下は阿蘇市で 200 名ぐらいおるだろうと思っております。その中で、現在 60 歳未満の農家が 200 名ぐらいたとすれば、農業者年金に加入しているのは 40 数名で、ごくわずかと言ってもよろしいです。文字通り、農家の方々は老後の生活が窮屈になりますので、ぜひ農業者年金の推進をやっていただきたいと思いますが、農業者年金の推進状況をまずお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡邊一倫君） 農業者年金の加入状況につきましては、まずはこの農業者年金の制度を農業者に知らせることが第一と考えております。そのため、広報

阿蘇への掲載とか、あと阿蘇市認定農業者の会の総会とか、新規就農認定農業者審査会等のときにパンフレット等の配布をしております。また、農業委員の方につきましては、旧町村ごとに1名、加入推進部長を選出しまして、研修会では推進部長をはじめ女性の農業委員さんも参加を促しまして、研修を受けてもらって、中身を理解してもらいながら、農業者の未加入の方への声かけをして加入をお願いしているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 加入促進については、広報あそあたりでも、ラジオあたりでも加入促進がっておりますけれども、なかなか農家の方々が目にするのが少ないとじゃなかろうかと思っております。この農業委員さんが新たに選任されるのを機会に、我々もそうですけれども、昔は農業委員さんと農協と一緒にあって、我々行政マンもそうですけれども、住民の生活の安定、農家の老後の生活の安定のために一生懸命農業委員さんあたりにも周知・啓発あたりをやっていたかと思っております。

これで、農業委員会の質問は終わります。

続きまして、畜産クラスター事業関係で質問いたしますけれども、以前も質問をしておりますけれども、確認という意味で質問いたします。クラスター事業で1農家から民事訴訟が提起され裁判になっております。いつ提訴されて、どんな要求なのかを、まずはお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えいたします。

これまでも議員のほうから幾度となくクラスター事業の一般質問についてはお答えをさせていただきました。改めて御説明をさせていただきます。

クラスター事業に伴います訴訟に関しましては、平成30年5月2日付で原告訴訟の代理人のほうからクラスター事業補助金変更交付決定が違法であるなどの理由で、阿蘇市を被告として訴訟の提起がなされております。損害賠償の支払いといたしまして、原告が受けたとされる損害に対して支払いを求められている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 原告が要望している請求金額は、幾らかというのをまずは、それもお尋ねいたします。

それと併せて、今、裁判という言葉が適当かわかりませんが、裁判になっておりますけれども、その経緯と状況はどのような状況ですか。それも併せてお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今申し上げました原告が受けたとされる損害賠償金額でございますけれども、総額で7,233万500円でございます。これに遅延損害金、年5歩でございますけれども、を乗じました金額を合わせまして7,393万500円とされておるところでございます。

また、現在の裁判の経過という御質問でございますけれども、一昨年5月に訴状を受けておりまして、同年8月から今日まで、原告との準備書面による弁論準備をこれまで10回程

度行っている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 8月から今まで準備書面の段階だということですが、私も準備書面というのを調べてみましたところ、一般的には4、5回が常識だと言われておりますが、それは、回数は違いますけれども、十数回はちょっと異常に多いとじゃなかろうかと私なりに思っております。

そういう中に、準備書面の中身、これは原告・被告あると思いますけれども、原告が何回でどのようなことを言っているのか、被告が何回でどのようなことを言っているのかをお聞きいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきます。

準備書面の内容はということでございますけれども、原告、それから被告であります阿蘇市でございますけれども、準備書面によりまして、それぞれの主張内容でありますとか、反論等々を行っておるような状況でございます。この準備書面でございますけれども、内容につきましては関係者等の個人情報等も盛り込まれております。そういった関係で、また裁判中でもございますので、今後の裁判に影響も当然考えられるわけでございますので、詳細な内容については控えさせていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 準備書面の詳細な内容については、裁判中だからということですが、それはもう顧問弁護士あたりの助言もあったらうかと思っておりますけれども、私もこの問題について、2つ法律事務所に、1つは電話、1つは弁護士にお会いをして議会で準備書面の内容を聞くことができるかと言いましたら、それはできるという判断でございました。しかし、今、課長は裁判中だからできないということですが、どっちが正しいのか、どういう条項に基づいて、何条に基づいてできないならできないというのをはっきり求めていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 御説明いたします。

今、申しましたとおり、現在裁判中でございます。今後にも当然影響を考えるわけでございますので、そういった観点から公表については差し控えさせていただいている状況でございます。

また、顧問弁護士のほうに確認をさせていただきまして、通常、裁判中の事件の準備書面等の公表に関してはすることはないということでコメントをいただいております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 恐らく市の顧問弁護士、農政課長あたりはそのような答弁をするだろうと私は思っておりましたけれども、その中で何条の項目で、どういう法的な根拠できないのかも知りとうございます。私の聞いた弁護士は、議会では準備書面は公開できると言われました。どちらが正しいのかを、再度顧問弁護士のほうに尋ねていただきたいと思いま

す。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今、議員のほうから議会に対する公開といったところの御質問だと思います。何度も申し上げますけれども、裁判中ということの影響も含めて、そういった形で控えさせていただいておりますけれども、民事訴訟法の中で、訴訟関係の書類については裁判所のほうで閲覧ができるという制度もございます。これについては、裁判所の判断に基づいて閲覧ができるということでございますので、直接被告であります市のほうから議会のほうに公開といった手続については、当然控えさせていただくべきものだとということで考えておるところでございます。

○議長（湯淺正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 課長の認識はそうだと思いますけれども、私が弁護士と相談した結果は、全く違います。判決はどのように出るかわかりませんよ。しかし、今の準備書面の段階では、私は私が正しいなと思っております。行政のほうは行政が正しいと思ってそんな答えをされていると思いますけれども、じゃ私が、後日、行政文書開示請求を出します。その中で、どのような回答ができるかを顧問弁護士のほうに相談をしていただきたいと思います。行政文書開示請求を出しますので、その中でどこまでは公開できるかを山下顧問弁護士と相談していただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 御説明いたします。先ほど公開の分でございますけれども、当然、被告の主張、反論、また原告側の主張、反論もあるわけでございますので、そういった観点から公表については差し控えさせていただきたいということで答弁させていただきました。

また情報公開制度に載っております開示請求につきましては、議員おっしゃいますとおり顧問弁護士と御相談した中で、情報公開条例の規定に基づきまして、開示、不開示の部分を出してまいりたいと考えております。

○議長（湯淺正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） これ以上してもなかなか平行線をたどりますので、私の一般質問はこれで終わりますけれども、また次の機会に、9 月議会あたりでも、判決はどう出るかわかりませんよ、それは裁判官がすることです。しかし、現況についての今までの経緯については、さらなる私も法律家と相談しますので、よく市のほうも顧問弁護士と相談して答えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（湯淺正司君） 13 番議員、河崎徳雄君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。まだ午前中まで時間がありますので、もう 1 名いきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 続きまして、13 番議員、大倉幸也の一般質問を許します。

大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） おはようございます。大倉です。一般質問に入りたいと思います。前の方が異様に早く終わられましたので、私まで昼前に回ってきました。的確な答弁で昼前には片付けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

通告に従いまして、質問を行います。

まずはじめに、先日、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの事業の決算書の説明が提出されて説明がありましたけれども、その中で、テレワークセンターの総括事項の中に書いてありました、今現在行っている事業として 5G 対策として、ローカル 5G のアクセスポイントの検討や商店街の W i - F i 設置など、そういう I T の活用を推進したと書いてありますけれども、この内容について、5G 対策、どのように考えられているのか、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

阿蘇テレワークセンターの 5G の取組みの御質問をいただいたかと思えます。5G ということで、民間事業者さんによりこの 3 月から大都市圏の、東京をはじめとする都市部のほうでサービスの提供が始まっておるという状況でございます。片や阿蘇光インターネットということで、テレワークセンターに指定管理でお願いしておるところでございますけれども、そもそもテレワークセンターの興りと申しますのが、平成 10 年の 3 月から旧阿蘇町の地域振興公社といたしまして業務を開始して以来、地域の情報格差の是正ということ、それから I C T を効率的に活用した自治体の行政改革、それから住民サービス、また農業や観光をはじめとしたそれぞれの産業を地域活性化につなげる事業ということで取組みを始めていって、現在に至っておるという状況でございます。どうしても 5G といいますと、先ほど申しましたように都市部でこれが始まり、最大の通信速度が 20 ギガということで、今、阿蘇市で提供しておりますのは 100 メガで 10 分の 1 以下のスピードという状況でございます。5G が始まりますと、これが大容量であり、低遅延である、また端末が一度に多数接続ができるという性能があるということで、全部こっちのほうに乗り換えられていくという懸念もなされているところではないかなと。これについても、阿蘇地域においても、ここ数年のうちには何らかのものが入ってくるのではないかと考えているところでございます。ただ、この 5G の技術といいますのがすごく限られたエリアでしか通信ができず、防災無線もそうですけども、デジタル化をしましたときには、非常に電波の直進性が強くなる。届く到達距離が短くなると 5G の技術は言われておまして、そうなる、いわゆるエリアと申しますよりも都会においても、例えば東京ドームの入り口付近とか、そういったスポットでの対応がなされてきておるということで、これは阿蘇市全域にカバーするとなると非常に大量のアンテナを設ける必要が出てくると伺っておまして、それに伴う設備投資等も当然必要になってくると、今、状況を見ながら、これについて、テレワークセンターとしてどういった取組みができるのか、検討をようやく始めたという段階でございます。

○議長（湯淺正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） その直進性が強いという志向、それがあつたということ、アンテナが大量にあるということ、ちょっと時間があるかなということだろうと思つていますが、今私たちが持っているスマホとか、最初のガラケーからの交代の期間というのはものすごく早いものでした。ですから、そういう間、もうどんどん進んでくつと思つてます。アンテナでも、すぐ工事すれば立つものだからね。そういうところの対応が遅れないように、価格面でも携帯電話会社とインターネット契約、一緒に済ませて、それでルーターを置いて家庭でどんどんできるよつになる。そして、その通信速度が今までの何十倍という早さになつて、爆速ということですね、どんどん速くなつてくる。だから、もう安くて速いほうに変わつてくつと思つてます。ですから、今後、そのテレワーク事業がちゃんとお知らせ端末だけに特化して、最初、言われていたよつにお年寄りの買い物とか、そういう市民にサービス提供面だけを考えると、そういうところで方向性をやっぱり考えていかなつとじゃないかと思つております。その辺は、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 民間事業者さんが始めていくよつ形で、携帯電話の性能も日進月歩で、どんどん変わつてきておる状況でございます。ただ、このサービスにつきましては、韓国でありますとか、中国でありますとか、そういうところが先行しておるよつでございますけれども、なかなかこの広がりは見えていないよつでございます。国内においても、すごく大容量で低遅延であるサービスを必要とされる方々がどれだけいらつやるのかということが非常に鍵になつてくるかと思つてます。今、東京のほうで始められておるその 5G についても、今、1 契約するに当たつて 100 ギガの制限があつて、8,000 円台の契約をされておるよつということで、それだけ高額の金額を払つても速い、大容量、そういうサービスが必要な方々がされるよつになつてきておるよつでございます。こつにつつきましては、遜色ないよつなサービスを阿蘇光インターネットのほうでもやつていくよつにつつきましては、整備の当初、この阿蘇光ネットの運営については、いわゆるインターネットを接続する部分のバックボーンの回線というのがござつます。こちらは、当初は 200 メガの状況でござつましたけれども、昨年には 12 ギガということ、もう整備当初の 60 倍に当たる設備投資等もやつてきておるよつ。今後もそれらに係る部分の経費につきましては、将来を見据えた形でやつていきたいと思つておるよつでございます。また、お知らせ端末等に特化したサービスをやつていつてはどうかよつという御提案でござつますけれども、地域の方々、当初に申し上げましたよつに、やはりテレワークセンターの最初の設立の目的といたしまして、やはり地域産業活性化というよつも目的としてござつますし、地域の情報格差解消ということ、取組みを進めておるよつにして、旧阿蘇町時代から無線を使つた、都会と遜色ないよつな、その当時にあつた対応ということ、遅れることなく行政のほうから先んじて対応を行つてきておるよつでございます。いろんな市場の情勢、そういうよつも見極めながら対応を進めてまいりたいと思つておるよつ。

○議長（湯淺正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 今後もそういうふうに対応が遅れないように、地域の情報がさっさと伝わるというか、そういうのを目標にして頑張っていたきたいと思います。

次の質問に移ります。これもテレワークセンターの事業についてですけれども、2 番目の販売促進事業についてというところで質問をいたします。先日説明がありましたように、販売促進事業において、インターネットショッピングサイトの売上げが公表されましたけれども、売上げ上位がいろいろ書いてあります。会社名が書いて、1 位、2 位、3 位とランクが付けてあります。それから、ふるさと納税の返礼品、それから畑からの直送便とか、野菜セット、あか牛のヘルシーな赤身ランプステーキとか、3 位があか牛のシャトーブリアンステーキ肉とか、こういうふうにランクを付けて書いてありますけれども、農産物に関して阿蘇市の農産物を販売されているか、そこの仕入先をお答えいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

販売促進事業につきましては、先ほど申しましたテレワークセンターの設立当初から、今あります阿蘇の新鮮な空気ときれいな水で、特に昼夜寒暖差の激しいこの阿蘇の気候の中で育ったお野菜、それからお米、そういったものをたくさんの方々に食していただいて、それがきっかけでまた阿蘇のほうに訪れていただくということで、まだインターネット等が世間に普及していなかった時代からオンラインショッピングということで始めているということで、この最初に、平成 11 年の時点で郵政省の補助を受けまして、まだ合併前でございましたけれども、旧阿蘇町と、それから旧一の宮町、旧産山村、旧波野村、この 4 つの自治体の産品を扱って、広域的な取組みをやっていくんだよということで補助を受けて取組みを進めてきたところでございます。そこからたくさんの方々に阿蘇を食していただくということで、今、オンラインショッピングモール、現在は ASOMO で販売を促進していくとともに、地域の方々と直接出会う顔を見ながらということで、農家の皆さんも参加して阿蘇マルシェの取組みをやっておるところでございます。

先日の本会議の中で経営状況報告もありましたように、177 の店舗事業者のほうに登録いただいております状況でございまして、このうち阿蘇市内は 147 の事業者、阿蘇郡内、こちらのほうが 17、その他が 13 事業者でございます。うち農産物につきましては、阿蘇市内が 56 の事業者、それから阿蘇郡内が 6 つの事業者ということで、阿蘇郡市の農産物の提供という状況になっておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） それでは、阿蘇市内だけではなく、農産物に関してというか、この ASOMO のネット販売については、阿蘇郡内の農家さんから仕入れたものを売っているということですか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） おっしゃるとおり、先ほど申しましたように阿蘇郡内ということで、6 つの農家事業者の方からの産品が含まれておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 普通に考えれば、阿蘇市の取組みとっておりますので、阿蘇郡内の農家のものを仕入れて売っている、送料無料ですか、そういうので売ってやっているというのは、ちょっと何か阿蘇市だけと思ったんですけどね、そういうところがちょっと引っかかる場所があるんですけども。私もそういうふうに農家の方から言われたことがあります。南阿蘇村とか小国町から仕入れて売っていますもんねと。そういうことに関して、阿蘇市の優先順位というか、そういうのはあるんですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今回、実施しております阿蘇テレワークセンターの送料無料の事業の件に関しましては、先ほど総務課長のほうが申しあげましたように、阿蘇市外の農家さんから若干入っているという話を聞いております。今回については、やはりあくまでも補助事業でやっておりますので、阿蘇市以外の農産物が単体で発送される場合の送料については、あくまでもこの補助事業の対象外という形で補助対象にしないようにという形でテレワークセンターのほうにもお話をさせていただいております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 納得いたしました。やっとわかりました。要するに、単体でよその品物を売ったときには送料がかかるということですね。わかりました。ちょっとその辺が、こういうところに名前が出ているところはちゃんと書いてあるんですけども、農産物とか具体的にセットの中身だけ書いてあって、会社の名前とか、生産者の名前とか書いてないけん、ちょっとわかりづらいところがあった。だから質問いたしました。何かありますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） この通販サイト事業については、あくまでも補助事業という形で2分の1を市が支援するというものになりますので、先ほどの阿蘇市外の単品で買われた方については、あくまでも今回の事業については阿蘇の産品だけを売られている事業者だけではなくて、コロナウイルスの中で外出を控えられている消費者の方の支援というのにも含まれておりますので、阿蘇市以外の単品の送料についてはテレワークセンターがみるという形になります。あくまでも消費者の方は送料無料で利用できるという形で今進めております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） わかりました。

次の質問に移りたいと思います。2 番目、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業支援補助金についてということで、提出書類の詳しい説明を求めるといって書いておりますけれども、この内容をここに様式を持ってきておりますけれども、13 万円の支援補助金の請求書というやつですね。これに書いてあります、一時休業、時短休業の部分の書き方ですね、こういうところがちょっとわからないような感じがしますので、特に一時休業は何年何月何日から何年何月何日までということわかるんですけども、時短休業、何年何月何日から何年何月何日、何時から何時と書いてあるだけで、何時から何時の営業を何時から何時から何時にしたとか、何かそういう具体的ところがちょっとわかりませんので、説明を

お願いします。

○議長（湯淺正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 申請書の内容の部分でございます。感染症拡大防止のためにいずれかの取組みを行ったという形の申請になりまして、一時休業については休んだ日という形で記載させていただいております。時短営業については、申し訳ございません、若干ちょっとわかりづらいかと思っておりますので、今、聞き取りをしておりますが、営業時間を書いていただくという形でございます。もう一つあったのが1時間時短なのか、2時間時短なのかという部分を追記で書いたほうがわかりやすかったかと思っておりますが、今の様式としては時短営業した営業時間を記載させていただいているという状況でございましたので、提出していただいた時短営業の方については、正規の営業時間等を聞き取りをしているという状況になっております。

○議長（湯淺正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） こういうふうにご相談をされる方はいいんですけど、相談できないで、ちょっとこれはわからんけん、該当せんけん、止めとこうとか、そういう思いがないように、皆さんに行き渡るようにしていった方がいいんじゃないかと思えます。

それから、その他市長が認めた書類というのは、これはどういう書類を提出すればいいんですか。

○議長（湯淺正司君） お諮りいたします。もうやがて12時になりますが、一般質問の時間がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） それでは、続行したいと思います。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今回につきましては、3密を避けるために郵送という形で考えております。ただ、添付書類等についても、今、国・県等の持続化給付金等々によってもかなりの資料を提出しなければならないということがありましたので、私どものほうとしては申請書、誓約書、営業許可書等と通帳のコピーという形でしております。市長が認めた書類というのが、中には営業許可証の提出がない業種等もございます。あとは、開業する場合については税務署のほうに開業届を出されているというケースがあるんですが、そういった営業実態がなかなか確認できない場合について、追加で資料を求めているという状況でございまして、追加で提出をいただいているのが税の申告書、もしくは商工会の証明書の提出をいただいているという状況になっております。

○議長（湯淺正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） わかりました。

それから、この業種の中身ですね、いろいろ書いてありますけれども、これに当てはまらない人、ちょっと今日気づいたんですけども、最初のほうにこれを出したときは799番のところに、他に分類されない生活関連サービス業というところに運転代行業と書いてあったんですけども、昨日か一昨日これ出したのにはそれが書いてないんですね。これは途中で

変えられたんですかね。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 799 のところは、もともとから変えてはおりません。運転代行業は、もともとここにも入ってなかったんじゃないかなど。問合せで運転代行の方の問合せがありましたので、ここの生活関連サービス業の部分は変えてない状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） それじゃ、運転代行業の方は入っていないわけですかね。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 運転代行業は、含まれます。この 799 の中に含んでいるという状況になります。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 大体わかりました。そういうふうに漏れているところとかあるんだろうと思いますけれども、なるべく皆さんに行き渡るようによろしく願いいたしまして、終わります。

最後の質問に移りたいと思います。緊急事態宣言時の市長の行動についてということで質問をいたしております。常々私が思っていたことなんですけれども、熊日新聞等を、今日の動きとかいう 2 面ぐらいにある欄の中で、市長の日程ということでいつも書いてございます。そこで、家畜市場生産者激励という、市長の動向が毎月 2 日、3 日の割合で書いてあります。この激励はいいことだと思っておりますけれども、毎回毎回行っておられます。1 年間で月 1 回あって、延べ日数 30 日以上ぐらい行かれているんじゃないかと思っております。それももう 10 年以上続けられていると思っておりますけれども、この畜産の生産者だけが集まる市場だけに激励に行かれています。他の市場関係者もあります。花卉もありますし、野菜もあります。それから他の農業者、また商工業者の方もおります。そういう人たちには激励がないということで、まずそういうところを私がちょっと疑問に思ってきたところであります。

そんな中で、今回の新型コロナウイルスの感染拡大によって、4 月 16 日から 5 月 14 日ぐらいまで、緊急事態宣言が出されております。その中で、市民の不要不急の外出を控えなさいとか、3 密を避けなさいとか、行動・外出自粛をお願いしている中に、市長が西原村まで出掛けて激励に行かれたということが書いてありました。そういうところの、どういう考えで行かれておるのか。また、そこまでやって効果が、成果があったのかどうか。そういうところをお聞かせいただきたいと思います。これは、市長に伺います。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） お答えを申し上げますけれども、不要不急で緊急事態宣言が出された。それなのに子牛の市場のほうにどうしてあなた行ったんだと。もうちょっと自重すべきだったのではないかということかなと思っておりますけれども、確かにこの阿蘇市において、畜産というのは主たる産業でもありますし、それと同時に今回の畜産については、お正月明けた早々から、どうもその動きがおかしいということで、1、2 月については取引がだ

んだん鈍ってきたということがあり、そうこうするうちにコロナウイルスの感染があつて、やっぱり外出の禁止とか、あるいは人の交流が禁止されるということになってくると、畜産のその価格が暴落してくるということもありました。畜産はとりわけ阿蘇の草原を守り、そして観光資源の最たるものでもありますし、畜産なくして阿蘇というものは成り立たない部分もたくさんあると思っております。そういう意味において、野菜市場もあればいろんなところがあると思えますけれども、できる限り朝のうちにか、時間の許す限りお邪魔をしながら、現場をまずきちっと確認をして、そしてきちっと自分の肌で感じて、生産者の人の意見も繁殖者の方、もちろん肥育農家の方の意見、畜産関係の中の意見を聞きながら、今後どのような展開をしていくかということは、私に与えられた一つの使命でもあると思っておりますので、大倉議員からすれば、どうして不要なところに行ったんだということがあるかもしれませんけれども、私は決してそうではないと思っております。

ちなみに、トマトとか、あるいはアスパラガスとか、あるいはイチゴとか、そういうところには確かに行つてはいませんが、直接選果場に行つたり、あるいはそのときの反省会にお邪魔をして実態をよく聞いたりとか、また花卉においては波野の花弁部会の皆さんと鹿児島の方に行つたり、福岡の方に行つたりということを過去においてやっておりました。そういうできるだけ自分の時間の許す限りにおいて、きちっとそういうことを把握していくというのが最も大事であると思っておりますから、そういう質問が出てくるというのは非常に私自体、残念にも思いますし、そういうことで今後も阿蘇市のそういう事業等については、しっかりと現場に出向きながらも、やっぱり時間を有効に使い、かつ時間の許す限りいろんなことをこれからも取組んでいきたいと思っております。そういう思いでやっているところで、成果があるとか、ないとか、そういう問題ではないと私は思っております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） わかりました。新聞でそういう家畜市場激励だけは特化して書いてあるということで、市民はそう思っているということで私が質問をいたしました。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） だから、新聞でもそういうところばかり見るのではなくて、ちゃんとアスパラガスとか、トマトとか、反省部会の方にもちゃんと出ておりますし、市民がそういったからと言うのではなくて、あなた自身がそう思ったから今質問をしていることだと思っておりますから、そういう意味では子牛市場の市場については不要であるということに、今度は私自身がそう取らざるを得ない、非常に残念です。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 私は不要とは言っておりません。全般的に、いろんな業種があるので、皆さんに平等に支援をしていただきたいと、激励をしていただきたいと、私は思ったから質問をしたわけでありませぬ。

以上で私の質問を終わりたいと思います。お疲れ様でした。

○議長（湯浅正司君） 13 番議員、大倉幸也君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後1時から再開したいと思います。

午後0時12分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（湯浅正司君） これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番議員、佐藤和宏君の一般質問を許します。

佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 1番議員、佐藤和宏です。午後の1発目でございますけれども、どうか御清聴のほう、よろしく願いいたします。

通告書に基づいて発言をさせていただきます。

まず、消費税率引上げ後の市の現状について質問させていただきます。キャッシュレス決済促進事業導入後の状況はということですが、昨年10月1日から消費税が8%から10%へ増税されるのに併せ、キャッシュレス決済を利用した消費者に対して増税分の負担を軽減する目的で、キャッシュレス消費者還元事業がスタートしました。しかし、年齢や性別で利用への浸透度が違っていたり、ポイント還元登録をしていない店舗がまだまだあり、キャッシュレス決済をまだ利用していない人が数多くいらっしゃいます。

一方、常時利用している人のほうが現金を持ち歩かずキャッシュレスで買い物や食事、旅行など支払いをキャッシュレスで決済したいという自分なりのライフスタイルが取れており、また還元ポイントをためることで次の買い物に利用でき、更に特典を得ることになります。本来、この事業の目的である増税分の負担を軽減するという特典をしっかりと生かし、また新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で景気低迷の中、多くの方にキャッシュレス決済促進事業を知ってもらい、利用していただけるよう市民の皆様に向け発信していきたいと思っております。

まず、キャッシュレス決済ポイント還元登録店舗数及び利用者の数の推移について御答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

ポイント還元の登録店舗数でございますが、令和2年6月1日現在の数字でございますが、阿蘇市内で293件という形になっております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） まだまだやっぱり293件という、少ないということですが、市民の利用を促すために、しっかりと対策をしていただきたいと思います。私の知り合いが医療センターに行ったと。医療センターの治療費は、もちろんキャッシュレスで決済ができたんですけども、薬局店ではキャッシュレスができなかったということで私に話があったんですけども、そういうふうにして全店舗にあれば使おうとしている人が、本

当に有利な特典を受けられるんですけども、市の経営というか、市がやっている店舗というか、経営しているところのキャッシュレスの状況は、もう 100%OK なんですかね。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ばらつきがございます。私たちの管轄しております道の駅等でも、道の駅阿蘇等では使えますが、道の駅神楽苑等ではできないという形になっております。これについては、なかなかキャッシュレス手を強制するというのが非常に難しゅうございまして、キャッシュレス決済をした場合、店舗さん側としては数%の決済手数料を持っていかれるということになります。金額が多い場合の決済であればいいんですけども、100 円、200 円のをカード決済されると、もう店舗のほうが赤字になるというのもありまして、キャッシュレス決済については、平成 31 年 3 月に阿蘇市商工会とリクルートと阿蘇市のほうでキャッシュレス決済の推進に関する協定を結ばせていただいております、商工会を中心にキャッシュレス決済の推進を図ってきております。ただ、やはり店舗さんからお話があるのは、キャッシュレスをすとうちの商品はもう単価が低いので、決済手数料を取られると、もうどうしようもないということで、キャッシュレスの導入はしていきたいんですけども、やはりそういった手数料の部分を見ると導入ができないということもございまして、キャッシュレス化についてはますます進んでいくものとは考えておりますが、利用する側もやはりまだまだ、現金神話といいますか、現金じゃないと不安があるということもありまして、全部の店舗で使用できるということについては、まだまだ時間がかかるんじゃないかなと思っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） 市のほうは随分進んでいるということですけども、商工会に加入してない店舗のほうの状況というのも定かでないというか。それと、阿蘇市全体でキャッシュレスをどれぐらい使っている人がいらっしゃるかというところはやぶさかでないわけでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今回は、このキャッシュレス導入のときには商工会のほうと協議しまして、商工会の会員以外の方についてもお声かけをさせていただいて、登録される方については今回導入に至っているという状況でございます。利用回数となりますと、全体の利用回数というのは非常に確認が取れませんが、リクルート側との連携協定を交わした中で、リクルートさん経由のクレジット決済、キャッシュレス決済を利用した回数というのが、昨年の 6 月から今年の 3 月までの間で約 1 万 5,000 回ほど利用されていると、決済金額としては 1 億 2,000 万円ほどの決済が行われているという報告は受けております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） まだまだ市民にとっての利用者も少ないということ。加盟店の人もまだ多くはないということだと思いますけれども、できるだけこういう還元の事業がありますので、市民の方に発信していただきたいと思うんですけども、先ほどの医療センターで使った私の友達なんですけれども、とにかく、とりあえずはまだまだなかなか進んでいないの

で小銭は持って回りなさいという話をさせていただいたところではございます。利用者にとっては、もう全く小銭を持って歩きたくないという人たちまでいらっしゃると思います。そういう人は、どこでもキャッシュレスがやりたい、特典をもらいたいということでしょうけれども、登録店のほうは、レジ締めをもうしなくてもよかったりとか、新型コロナウイルスの感染防止対策の3密を避けるとか、いろいろあると思うので、そういう働きかけをしてもらいたいと思います。

次に、利用者や登録店の意見や要望なんか届いておりますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） このキャッシュレス決済、現在はキャッシュレス決済をされた場合にポイント還元ということで2%から5%のポイント還元がされるという形になります。これにつきましては、今年の6月末でこのポイント還元が終了しますので、商工会からの情報によりますと、使われている側、利用者側からは7月以降も継続できないものかというお話が上がっているようでございます。ただ、これについては国の事業でございますもので、市の直接の事業ではなく、国策でやられているということで、国のほうとしては、これに代わって、後ほどの質問に上がってくるかと思うんですが、違った事業を推進するという形で今計画されているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 登録店のほうは、入金が1か月遅れとか、いろいろあると思いますけれども、極力そういう時代になっておりますので、利用者と登録店も増やせるような努力をされていかれたらいいかなと思います。

そこで、次のマイナンバーカードを使い、本年9月から来年の3月まで、1人当たり買い物の25%、上限で5,000円、4人家族だったら全部で2万円という特典がもらえるという、マイナンバーカードにバックするという、マイナポイントという制度が実用化に向けて政府が検討していらっしゃるということですが、今現在でわかる範囲で結構なんですけれども、マイナポイントの概要についてお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） マイナポイントでございます。先ほどのキャッシュレスのポイント還元が6月末で終わることに伴って、9月からマイナンバーカードを活用した決済という形で今計画されております。このマイナポイントといいますのは、キャッシュレス決済を利用した消費者に対しまして国からポイントが付与されるという形で、申請にはマイナンバーカードの申請が必要になります。マイナンバーカードを取得されると一緒に、国のマイナポータルサイトの中でマイキーIDの設定が必要という形になります。その後、御本人さんが使われるカード、一つ一般的なクレジットカード関係があるかと思いますが、あとは、今、この辺であればイオンさんとか、いろいろなところ、コンビニさんとかでも、現金をチャージすると、クレジット機能じゃなくて御本人さんが口座からそのカードに現金をチャージするというものがございます。そのチャージをする金額に対しまして25%、1人上限5,000円という形の事業で説明がっております。これについては、あくまでもマイナバン

一だけを持つといっても駄目でございます、自分が決済をする事業者を選定していただく形になります。この事業は今年の9月から来年の3月まで期間限定で実施されるということで、今後の流れとしましては、7月以降、国のマイナポータルサイトが動き始めまして、マイナポイントを付与する決済サービスをマイナンバーカードを持たれてマイキーIDまで設定された方が、その中でカードを選択する、1枚のカードを選択して登録する形になります。その後、店舗においてクレジット決済をしたときか、若しくはそのカードに現金を入れたときに国のほうから上限5,000円の25%以内で付与される形になるというスキームは見ております。ただ、実際、具体的な手続方法等については、また今後、国のほうから示されるものと考えておりますが、これについても店舗さんの登録関係が必要になってくるかと思っておりますので、その部分については商工会とまた連携しながら進めていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） ありがとうございます。買い物の25%ということは2万円で5,000円ですので、非常に有利な特典かなと思っております。私がちょっと聞きたかったのは、現在手続がどれぐらい申請がいらっしゃるのか。それと、どうやったら手続ができるのかとかいうところをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 申し訳ございません。まだまだこの手続について始まっておりません。私たちも、自分のマイナンバーカードでマイキーポイントにアクセスしたんですが、まだ登録までできない状況になっておりまして、今からの登録になってくるかと思っております。マイナンバーカードにつきましては、今、市民課で受付をしながら、マイナンバーカードを取られた方にマイキーIDを設定しませんかとお声かけをさせていただいております。申し訳ありません。その数字については本日持ち合わせておりませんので、後日という形でお願いできればと思っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 実を言いますと、私もこの間ちょっとマイナンバーカードの期限がということで市役所のほうにお尋ねして、マイキーIDだったですかね、そこまでは一応やったということで、あとは7月からというお話は聞いております。これも利用者が増えてくることをお祈りしていきたいと思っております。

では、次の今後キャッシュレス決済利用者の積極的な増加促進対策及び登録店舗導入加速に向けた市の対策について、最後お聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今後の推進方法でございます。やはり先ほどのキャッシュレス決済と同様でございます、この部分についても商工会と連携しながら、利用店舗等の導入については進めていきたいと考えておりますし、今、国のほうとしましてもキャッシュレス決済をする段階で、QRコードが各決済事業者ごとにつくられておりまして、それが店舗には3つも4つも置いてあるという形になっておりまして、今後国のほうとしても、そ

の各社が決済するために必要なQRコードを1つのQRコードにまとめてJ P Q Rコードという形の普及を総務省が進めておりまして、その部分についても市と商工会と連携しながら、各店舗さん等々については丁寧に説明をしながら、利用できる店舗の増加に向けて取組みを進めていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） ありがとうございます。利用していない人の意見としては、アナログがいいと、私もそうなんですけれども、現金でないと信用できないとか、若しくはやり方がわからないという方もいらっしゃると思いますけれども、利用者が増えるように、マイナポイントを含めてキャッシュレス決済関連を少しでも利用されるように発信していただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、次の項目に進ませていただきます。小中学校の今後のコロナウイルス感染対策についてということで、新型コロナウイルスが各地で発生して、その後、緊急事態宣言が解除されて、自粛の行動が少しずつ緩和されたわけですが、そんな中、小学校、中学校のほうもようやく学校に通えるようになりました。過去にない3か月の休校要請で、子どもたちはもちろん、保護者、学校の職員とか、感染予防とか、体調の管理とか、御苦労かけていたと思います。今日まで、市内にはコロナウイルスに感染した人はおりませんでした。福岡県のほうでは学校内の感染が発生しております。学校再開に当たっての対応について、再度ですけれどもお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

学校再開時に当たっての対応ということで、学校再開に当たりましては、国が示します衛生管理マニュアルというのがございます。これにのっとりまして学校の感染症の対策を実施してまいりました。具体的には、学校は生徒が密になりますので、クラスターを生じさせないという観点から、マスクの着用、それから手洗い、それから換気を行ってまいりました。児童生徒においても、登校前に発熱があるかどうかを検温させまして、発熱があればもう登校させないという取決めでやってまいりました。スクールバスで子どもたちは登校しますが、密になる便がございましたので、そこを増便して対策を行っております。授業におきましては、基本的に生徒間の距離を開ける必要があったので、大人数のクラスにおきましては、広い教室を使ったりして密を避けて授業などの対応を行っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） ありがとうございます。分散登校、分散教室ということで、子どもを分けてなされるということだったんですけれども、先生も限りがあると思いますけれども、今のところそれは稼働とか、大丈夫なんでしょうか。先生の人手とか、大丈夫なんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 職員の数ということで、分散教室とかをしておりますので、職員の数も足りない状態になっております。明日、また補正を出させていただきますけれども、

若干名その学習支援員の方の応援をする計画にしております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） この新型コロナウイルスは、やっぱり大人が持ち込むものでありますので、分散登校、分散教室でしっかりやられていただきたいんですけども、やはり先生からとか、父兄からの感染がよく考えられますので、そこら辺を徹底して対応していただきたいと思います。

次に、児童生徒の心理状態や学習意欲についてお聞きしたいんですけども、保護者に聞きますと、家でゲームばかりして、勉強も運動もずっと言わないとしないという話をしている親がおりまして、学校が始まったらついていけるだろうかという話でございまして、そういう心理状態や学習意欲について、お聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 学習再開に当たって、心のケアにつきましては学校の校長先生をはじめ、管理職のほうで取組みをされまして、市の校長会等で指導してまいったところでございます。学校の再開前に週に1回とか、週に2回、週に3回とだんだんと再開に向けての準備をまいりました。この中で、登校日のときに教育委員会で学校を訪問させていただきました。学校において分散教室とか、いろいろな学校独自の工夫をし授業等をされておりました。児童におきましては、久しぶりに友達と会ったり、給食を楽しくしております、落ち着いて取り組んでいる状況でございました。6月1日に再開をいたしまして2週間余りですが、少し体調不良とか、疲れがありまして、保健室のほうの出入りがあったと聞いております。今後におきましても、安心して安全な体制づくりを進めてまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 課長さんの話を聞いていて、子どもも元気よく通っているんだなということを感じました。これに関しては、コロナいじめとかが、あるようなことを聞いておりますので、そういうところも含めて対応していただきたいと思います。

次に、学習の遅れを取り戻すために、土曜日の登校や夏休みの短縮ということで補うということでしたけれども、最高学年、6年生と中学3年生以外は、来年にカリキュラムを延ばすという案もあるようですけれども、学習の遅れを取り戻す対策としてはどのような内容でございませうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

長い休校期間中においても、インターネットを使った家庭学習などにも取り組んでまいりました。また、登校日も設けて授業も行ってきたところです。しかし、教師が直接授業するのと、児童生徒の自分だけであると、そういう部分で十分把握ができないということで、個人差も非常に出てきている状態でございます。授業を確保して学習する必要があります。先ほども市議のほうからお話がありましたように、阿蘇市のほうでは夏休みと冬休みを短縮して授業日数を確保して行ってまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 1日の最大時限数というか、小さいころだったから覚えていませんけれども、6時間授業が最高なのかと思えますけれども、低学年の方なんかでは、やっぱり体力もきつくだろうし、暑さ対策も考えられますので、新聞に載っていましたが11日間の夏休みということで、3か月ほど延期していたのが夏休みを11日休んで残り20何日で間に合うのかというのがありますけれども、しっかりと対応をお願いいたします。

それから、最後ですけれども、ワクチンという特效薬が開発されるまでには1年ほどかかるということで、それまでには本当に長い戦いとなると思います。第2波、第3波の流行時の対策を考えておかないといけないと思うんですけれども、ただ市内に感染者がなければ、国や県が休校要請をやっても無視して、強行して授業をすることだってできるのかもしれませんが、反対に感染があれば、やっぱり休校措置がやむを得なくなると思います。今後、第2波、第3波の際の休校時の対応については、シミュレーションができていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 現時点において、その新型コロナウイルス感染症が早期に終息するという状況ではありませんので再度その第2波、第3波がありましたら、また休校せざるを得ない状況に備えまして、感染症対策、それから児童生徒の学習機会を提供するために、在宅学習支援としてICTを活用した予習と復習という環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） この後もタブレットの話も、また他の議員さんも聞かれるようですが、そちらのほうも進めていただくということでお願いしたいと思います。ありがとうございました。

第2波、第3波が来るか、来ないかとか、考えると見通しが立たないことになってきますけれども、ここで最後に教育長に今後のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 今後の考えについてということの御質問でございますけれども、2月終わりの安倍総理大臣の突然の小中高等学校、特別支援学校の休校要請から4月当初の新学期の5日間の登校を除いて、3か月の長期の休みが続いたこととなります。学校では、やはり子どもたちの家庭で過ごす時間が多くなりますので、学校には家庭の子どもの状況をしっかり把握して対応する必要があるということで、家庭訪問をしたり、電話を掛けたり、あるいは5月に入りましてからは週1回、2回、3回と登校日を設けて子どもたちの状況を把握、そして学習を続けたところでございますが、校長会を毎週する中で、やはりコロナ対策をする中で、全部マイナスに受け取るんじゃなくて、やっぱり家で過ごす時間が多くなったということは、子どもたちが自分で考えて、自分で生活する時間が多くなったということプラスに考えて、例えば自分で家でできることは何かを考えたり、あるいは学習で言うならば自分で計画を立てて学習をするといういい機会じゃないかということで、学校も登校日に、小学生はやはり自分で計画を立てるのは無理ですから、ある程度計画的にするようにプリントを配ったりしました。中学生になりますと学校の先生と一緒に話し合っ、子どもた

ちが自分で1週間の時間を有効に使うために計画を立てさせて、それに基づいて生活できるようにしていきました。5月の終わりに再開に当たって、子どもたちの状況はどうだろうかということで私も実際学校に行ってみました。最後の週に回ったときに、もうきちんと集中して授業をしていました。先生に聞いたら、もう学校に来るのをとても楽しみにしていたと。学校で勉強することがいかに素晴らしいことかということを感じて、とても一生懸命するようになりましたということです。やはり主体性を持って取り組むということが、少しずつ子どもたちに今後浸透していけば、これはよい方向に行くんじゃないかなと。6月に入りましてから新聞投稿に阿蘇市の子ども投稿が3名ほど出ました。その中の1人に、お父さん、お母さんが共働きで忙しいので手伝いをしたり、あるいはお母さんがイチゴの農家であり、イチゴの苗を運んでお手伝いをしたというようなことで、とてもおじいちゃん、おばあちゃんからも褒められて大変うれしくていい経験ができましたということも新聞にありました。阿蘇市の子どもたちが、こういうコロナウイルス感染症の中で、自分で何をしたらいいのかということを考える一つのきっかけにした子どもも相当いたんじゃないかなと。そういうところをしっかりと今後の教育に生かして、主体的な子どもたちを育てていく機会にしたいと。学習の遅れにつきましては、先ほど課長が言いましたように、夏休みや冬休みを少し短縮して、集中して、授業中にできるもの、それから家庭学習に回したほうがいいようなものは家庭学習に回して、内容を考えて学力を来年の3月までには取り返すようにやっていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 教育長、ありがとうございます。

私は、このコロナウイルスの影響で、児童生徒さんたちがこの先どうなるんだろうとも思っております。これは、やっぱり保護者をはじめ誰もが同じ不安を感じていらっしゃると思っております。第2波、第3波が来るか、来ないかと考えると、本当にきりがないわけですが、最悪のことを考えて対処していただきたいと思っております。本当にどうもありがとうございました。

これで終わりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 1番議員、佐藤和宏君の一般質問が終わりました。

続きまして、14番議員、田中弘子君の一般質問を許します。

田中弘子君。

○14番（田中弘子君） 14番、田中です。通告に従いまして、質問をいたします。

まず、農業における女性活躍の推進についてですが、コロナウイルスに負けずに頑張っています。7月に任期を迎える女性農業委員3名の活動状況ということで、15年間の時間を費やし、やっと3年前に旧市町村での選出になり、希望の兆しが見えてきました。しかし、人数制限があり、女性登用も厳しくなっていました。しかし、女性の立場も考えていただき、3名の枠をつくっていただきました。現在、会長さんが協力されていると思われませんが、現在の状況はいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡邊一倫君） ただ今の御質問にお答えいたします。

女性農業委員は、平成 29 年 7 月の改選において 3 名の農業委員が任命され、現在活動を行っております。毎月開催される委員会総会、また年に 2 回行う農地パトロール等には出席はもとより、県下農業委員を対象とした研修会や大会にも参加されており、総会でも積極的に発言等をされております。また、昨年、県下で発足しました熊本農業委員会女性委員の会や九州・沖縄ブロック農業委員会の女性研修会にも参加をされまして、他の女性委員と意見交換を行うなど、意欲的に委員会活動に取り組まれております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 一応、候補者はそれなりの人を選んでおきましたけれども、それぞれの地域で女性は少しは携わっていると思いますが、男性と女性との格差というのは相当あります。後継者が減り、今後の課題として、現在の平均年齢はどれくらいになっているのでしょうか。先ほどのあれは一応、その筋合いのあれですけれども、これから先、女性も活動は半分以上しているんですけれども、今、男性の後継者がいないので、年齢は男性のほうはどれくらいになっておりますか。

○議長（湯浅正司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡邊一倫君） 実際、農業はもう担い手のほうも高齢化されまして、大分若手が少ないという部分がございます。年齢的に何歳かという部分については、ちょっと私のほうもまだ把握しておりませんので、それについては後日お知らせしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 続けてこの質問をしたのは、女性 3 人をつくることによって、これから、この 3 人は頑張っておりますので、少しは安心しておりますけれども、やはり男性を見てみると後継者がいないので、相当な年齢が上がっていると思うんですね。それで、ちょっとすみませんが一応お答えをと思ったんですけれども、そのことはまた後でお聞きいたします。

現実としては、後継者がいないということですが、今は農業では生活ができないということなんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡邊一倫君） 農業で生活ができないかと言われるすと、農業も畜産から施設園芸からやられておりますので、実際、複合経営されている方が主体になります。その方では、後継者もおられて大規模で農業をされる方もおりますので、一概的に農業ではやれないことはないと思います。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） とりあえず、ずっと見て回りますと、恐らく今、農業関係は、食べる米というとおかしいんですけれども、飼料イネが 9 割近くになっているんですね。それで、金額としては飼料イネのほうは当たり前 8 万円から出ていくので、それが一番有効な今条件なんですけれども、あと畜産がありますけれども、畜産も高齢化が進んでおり、1 軒に 100 頭いる状況にでもなれば、普通はもう経営が難しくなります。やっぱり子どもも大学

とかに進学されて、本当に地域の中にいないんですよ、若い人が、ほとんどいないんですよ。それで、これから心配することは女性の立場かなと思います。女性の立場が重要視されている中、そちらの現状としてはどうなんですかね。今後の行き先というのは。

○議長（湯浅正司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡邊一倫君） 今後としましては、やはり女性の方も農業、特に社会的に進出してもらおうというのが一番でありますので、昔は男性社会という部分が大きくありましたけれども、これからはやはり女性も大きく進出してもらおうという部分で進めてもらいたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） もう皆さんも御存じと思いますが、各地域の中で見ていくと、本当にみんな分かっていると思います。ほとんどの方が、60歳以上がやっておりますので、勤めはしながら地元に関わっている人たちが土日の休みを利用して家の手伝いをしている姿は見かけます。そのような仕組みの中でやっていけるところはいいんですけども、いらっしやらないところは本当に大変な農業づくりですよ。だから、これから何がいいか分かりませんが、一応そういうことを胸に今置いております。

続きまして、女性農業者のための農機具講習をしていただきたいということなんですが、これに対しては3名の女性は大型から必要な機械はすべて動かしています。もちろん、大型特殊の免許も取得していると思いますが、最近トラクターの事故を新聞等でも見ます。それも高齢者の方で、以前、阿蘇市でも誤って黒川に落ちた例があります。本人さんは飛び降りたので助かったそうですが、3分の1ぐらいは女性も関わっていると思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、1年を通して農作業の事故といったものが横ばい傾向にございまして、全国でも約300件ほどを超える農作業中の死亡事故が発生しております。交通事故の死亡事故に例えますと約5倍近い農業関係の死亡事故があるという実態のようでございます。

そういった中で、近年、農業機械につきましては大型化、機能も非常に向上しておりますけれども、反面、整備不良でありますとか、先ほど御説明がありましたとおり操作ミス等々により農作業中の事故も多発しているような状況でございます。そういった農作業事故を未然に防ぐためにも、適正な操作による予防対策といったものが重要であるということで認識しております。女性農業者に対しての農作業安全講習といったものについては、以前、熊本農業アカデミーといった県立農大、それから県立大学、農業研究センターの連携により女性農業者を対象にした安全講習が行われておりましたけれども、現在、一般農業者向けの講習ということで、年間、大型特殊、また牽引免許取得を前提とした講習をそれぞれ年に6回、県立農大のほうで講習が設けられている状況でございます。なかなか女性の事故といったものが全体で約3割程度あるような推計も出ておりますけれども、これについてはそういった安全講習を受けずに就農したケースが多いということで、非常に自己流で操作をなさっての

事故が目立つといったところも県のデータからも見て取れるような状況でございます。したがって、女性を対象とした研修といったものは非常に大切ではございますけれども、現在、昨年4月に道路車両運送法といったものが改正になっておりまして、御存じのとおり農機具が1.7メートル以上の車幅になった場合、通常走行される場合については大型特殊免許が必要になってきたといったところで、現在、免許取得に対する講習に、そういった意欲のある、免許をお持ちでない農家の方が殺到している状況でございますので、現在は一般農業者向けの部分で、女性の方も御活用していただいて、安全な操作あたりを取得していただくといったところでお願いをしたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） 簡単には、1回、2回では、もう今は自動になっとして、農協の倉庫に行ってみると、もう本当に大型機械がすべて並んでおります。田植の機械も8条とか10条で植えておりますし、トラクターなんか本当にすごいというか、乗れる高さじゃないくらい高くなっておりますし、それを女性が運転しているところもあるんですね。だから、それはもう本当にすべてじゃありませんけれども、やはり事故等は避けられないし、今、全自動になっているから簡単に補正もできないということがありまして、だからそこをやっばり女性をつくっていくためには、開催を年に2回ぐらい、わかっても、わからなくても、そういうのをしていただきたいかなと思う気持ちです。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 現在、法改正によりまして免許取得に向けた受講者の方が増加しておりますので、ある程度落ち着いた段階で女性向けの管内の研修会等を活用した講習会を開催するなど、初歩的な操作等の安全講座あたりを考えてまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） せっかく15年をかけてできあがっておりますので、精一杯女性が頑張れるように、それから安全の面を考えてしっかりしていただきたいと思います。

これで一応終わります。お願いしておきます。

続きまして、子育て支援センターについてですけれども、現在整備されている乙姫小学校跡地を選定した経緯はということなんですけれども、前議員さんが乙姫地区は子どもの声もなくなり寂しいですと言われた言葉を思い出しました。老人ホームが裏方のほうにできていますし、今後、地域の方も喜んでいると思いますが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。今のは、地域の方々の反応という部分でお答えしていいと思いますのでお答えしますが、乙姫に場所を選定した後に地域の区長さんあたりとご挨拶をさせていただきましたけれども、やはり地域が活性化するという部分がございます。非常に歓迎されていると受け取っております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） いろいろな状況があると思いますが、学校としては宮地小学校もあります、あそこは大きいところですので、場所的にはどうと思いますが、偶然乙姫地区は

学校自体もそんなに大きくなくて解体のあれもある程度で済むのかなと思いましたが、後ろに老人ホームもありますので、今後その小さいお子様とかがお互いに行き来をやって交流ができればいいかなとは思っていますので、私的にはいいかなという、一応質問には出しましたけれども、それ以後のことは何かありますか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 設置後につきましては、やはり子育て支援センターという、今、コロナ禍の中でも非常に重要視されている施設でございます。こういう部分が、今言われたとおり、老人ホームの近くに建ったりして、子育て支援センターの元々の目的の中には、孤立しやすいお母様方あたりが地域と交流をして、人とのつながりをつくったり、構築したりという、こういった目的もございますので、もちろん今後、地域も含め、老人ホームの方々との交流も出てくるのかなと考えております。また、そのように施策的にもいろいろ考えて活動をやっていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） いろんな条件の中で、阿蘇市もだんだん冷え切っているような気がしますし、コロナのおかげで、業者さんから、もうすべてホテルからも本当に苦しいという言葉をお聞きしますので、これから一生懸命頑張って、子どもたちの笑い声もいっぱい聞けるような感じの中で育っていけばいいかなと思っておりますので、一応頑張っていきたい、乙姫のことは乙姫のことで頑張っていただきたいと思ひますし、それに続きまして、ちょうどその代わりのほうというとおかしいんですけども、宇土地区の跡地の利用活用はということで、大雨のときはいつも浸水しておりましたけれども、6 年前から宇土地区に公民館がないので、神社と兼用するようになっていました。何度も話を重ねた結果、人口的に他の人たちが多く、お金の問題もあり取りやめになりましたが、ちょっと私の力不足で今後利用はできませんでしたが、その跡地も今度はどのように行政としてはいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

御質問にありました宇土地区の旧子育て支援センター、こちらにつきましては、今般の移転計画に伴いまして、古くなった建物については既に解体撤去を終えているところでございます。こちらの土地につきましては、面積が約 800 平方メートル、県道沿線でもありまして、今回更地にしたということで、利用ニーズもあると考えられますが、先ほど議員から御指摘いただきました平成 2 年と、それから平成 24 年の豪雨災害のときに浸水した地域でもございますので、取扱いについては慎重を期してまいりたいと思ひしております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 条件としては、いいところというとおかしいんですけども、保育園の時代は自分の子どもも 3 人ともそこに通っておりましたけれども、やはり駐車場もなかったし、費用もかかったんではないかなと思ひますけれども、とりあえず今きれいに整備されておりますけれども、なかなかあそこは本当に水に浸かれば屋根の近くまで水が入ってきますので、もう大変な思いをしたことがあります。でも今後の見通しというものはっきり

分からないということなので。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） あちらの土地については、出入口あたりがちょうど緩やかなカーブにもなっておりますし、交通安全上の問題もありますし、先ほどの浸水の問題もございます。今現在、庁内のほうに公有地活用に伴う庁内検討会というものがございまして、そちらのほうで検討させていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 宇土地区も 6 年前から頑張っておりましたけれども、やはり費用の問題がありまして下りることになったんですけれども、神社と公民館が併設していたので私はびっくりしたんですね。どこもそんなところはないと思うんですけれども、神社は神社、公民館は公民館で、古くてもあると思うんですけれども、その地域だけは、もう一緒だったからもうびっくりしました。ところで、頑張っておりましたけれども、なかなか金銭的な問題がありましたので取りやめたということになりますけれども、今後、市として動かすならば、タイミングのいいような、皆さんが使えるような場所にできたらいいかなと、自分の心ですけど思いました。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 当地については、土地の特性、性質、それから経済性あたりを考えて有効に活用できるように検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） ありがとうございます。

続きまして、国道 57 号現道の開通時期はということで、これまで二重峠を上り、下り、利用しています。大津駅まで行く、霧が深いときは中心を見つけながらの運転でした。事故もありました。65 歳以上の人も新しいトンネルを楽しみにしている方もおられますけれども、半分以上の人は国道 57 号を走りたいと言われます。それぞれの気持ちですから公にはできませんが、いつごろになりそうでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） ただ今の質問でございますが、国道 57 号現道部分につきましては、国土交通省の発表によりますと本年の 10 月ごろということになっております。この時期につきましては、国道 57 号北側復旧ルートと同じ時期でございます。報告によりますと 10 月ごろに開通する目途が立ちましたのでお知らせしますという文書になっております。通常言われておりますとおり、北側復旧ルート、トンネルでございますが、そこが先になって、現道 57 号は 10 月でも、その後になるのではないかとされている状況です。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） いろいろな気持ちがそれぞれにありますけれども、とりあえずや

はり上り、下りというのは、もうお年寄りにとってはとても不都合なところもありますので、新しいトンネルも行けばいいんでしょうけれども、そこもトンネルの中でという不安な気持ちもありますので、なるべく1日でも早く通れるようなことがあればいいかなと思っております。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） この現道でございますが、開通後は県の管理となると思われまので、また冬の場合、トンネルがあると、二重峠を通ったら雪の関係とかの心配がございますので、冬期とか非常に安心して通れるようになりますし、現道についてはそうですけれども、トンネルがあることでより早く、安全に通れるようになると思います。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） ありがとうございます。楽しみにしております。

最後に、タブレットが全児童・生徒に届く期日ということで、学校はコロナにより2、3か月近く休みがありました。子どもたちの授業の中でタブレットが主なものになっています。休み中に外にも出られず、友達とも遊べず、退屈な日々でしたが、6月1日からの学校で子どもたちは喜んで登校しております。中には厳しい子どもさんもおられるかもしれませんが、タブレットを不登校の子どもさんにいかされたらと心から思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

不登校の児童に使用してはどうかということで、現在、6月1日から学校が再開しております。ほっとスクールのほうも再開しております。ほっとスクールでもタブレット等を配備しております。行っております先生に聞きましたら、そのタブレットを使って授業をやっておるといってございます。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） 教育は平等と思いますけれども、本当に最近はこのコロナウイルスの件によって授業が遅れていると思いますけれども、先生方も本当に大変だと思いますけれども、一生懸命頑張っていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。すみません、不手際ばかりでお世話になりました。終わります。

○議長（湯浅正司君） 14番議員、田中弘子君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 2時10分より再開いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（湯淺正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番議員、佐藤菊男君の一般質問を許します。

佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 2番議員、佐藤菊男です。それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、阿蘇市の普通財産についてお尋ねをしたいと思います。本年5月に公表されました阿蘇市財政事情における公有財産には、庁舎、消防施設など、市が直接使用する公有財産、学校、図書館、公民館、公営住宅、公園など、市民が共同利用する公共用財産、いわゆる行政財産と行政財産以外の公有財産としての普通財産が記載をされております。行政財産につきましては、一部の場合を除き原則として貸付け、交換、売払い、譲与等ができないことが地方自治法のほうに規定をされており、行政財産につきましては阿蘇市の各担当課が管理をされていると思います。財政課が主となる行政財産以外の公有財産である普通財産の区分と面積、また建物の延べ面積等について、財政課長に答弁を求めます。

○議長（湯淺正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、本年3月末現在で公有財産、土地の総面積を申し上げますと約8,681ヘクタールでございます。そのうちの普通財産につきましては約8,089.8ヘクタール、全体の93.2%でございます。それから、普通財産の内訳といたしましては、宅地、この宅地については建物がない更地の土地ということで、宅地の面積が5.9ヘクタール、山林のほうは1,324.9ヘクタール、その他のうちの原野のほうは6,105.5ヘクタール、全体の75.5%ということでございます。その他雑種地などが653.5ヘクタールということになっております。それから、建物の延べ床面積につきましては約8,000平方メートルということになっております。

○議長（湯淺正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 宅地については約5.9ヘクタールということですが、宅地の箇所数と、一番広い面積の土地でどれだけあるのか。また、建物の所在、7,700平方メートルほどありますけれども、この所在等についてお尋ねをいたします。

○議長（湯淺正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 普通財産の宅地の箇所数ということで、全部で21か所ほどございます。それと、面積の広いまとまった土地ということで申し上げますと、1つは内牧の旧教育委員会跡地、こちらが約3反ほどございます。それから、宮地の九州電力跡地、阿蘇神社の横になります。こちらが1,200平方メートルほどございます。それから、畜協跡地、アゼリアの近くになりますけれども、こちらが4.1ヘクタールほどございます。それから、九門団地、前の宮地の市営住宅跡地になります。これが1,700平方メートルほどございます。それから、普通財産の建物の所在ということでございますけれども、主なものといたしましては阿蘇いこいの村、蔵原、こちらが7,100平方メートルほどございまして、あと普通財産の建物の所在といたしましては、波野方面の旧小学校の職員住宅であったり、校長先生の住宅であったり、分校あたりが挙げられます。

以上になります。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 大体状況はわかりましたけれども、この中で宅地のほうが1,744平方メートルほど増えています。これにつきましては市営住宅がこういう行政財産のほうから普通財産に移管されたということは理解したところですが、その他で令和元年度中に約19ヘクタールほど増えておりますが、この内容について御説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） こちらのその他の19ヘクタール、昨年度中に増えたという内容につきましては、原野になりますけれども、こちらは化血研のほうから永草の上蛇の尾、こちらのほうの原野を寄贈でいただいて、その面積が約19ヘクタールということになっております。その分が増えたということでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） わかりました。

では、次に普通財産における未利用地、いわゆる遊休地とか、遊休施設と言われておりますが、これらにおける管理等の現状と年間の維持管理費等について答弁を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 普通財産の維持管理につきましては、財政負担の問題であったり、防犯・防災上の問題、それから景観上の問題あたりもございます。遊休地の草切りなどの維持管理につきましては、現状は地元区にお願いしたり、職員で対応したりという状況でございます。また、建物につきましては、築30年を超える老朽化した建物、それから耐震化されていない旧施設等もございまして、傷みも激しく、今後の取扱いを検討していく必要があると考えております。なお、維持管理費用につきましては、具体的には算出しておりませんが、現状の普通財産の土地につきましては、2件ほど委託料として支払っている部分がございます。併せて200万円程度ということで、あとは職員の草切りした部分の燃料費、それから建物の保険代とか、固定経費と併せて、あと応急的な経費といたしまして修繕料あたりが発生してくる場合があるということでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 市も普通財産で、未利用の土地、施設を抱えているわけですが、いこいの村については、現在、進行形で進んでいるところがございますけれども、その他の宅地等の今後の有効利用や地域振興につながる利用計画等の有無について、政策防災課長にお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 政策防災課のほうで遊休地の活用調整を担当しているところでございます。利用計画の有無はということでございますけれども、普通財産の中ではいこいの村が現在売却の方向で進めているということのほかには、具体的に利用計画が決まったものというものは特にございません。

○議長（湯淺正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 現在、市においてこの普通財産の有効利用等について協議する委員会等が設置されているかをお尋ねしたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 先ほどから話が上がっておりますけれども、公用地活用に伴う庁内検討会議というものを開催しているところでございます。遊休地の所管課の課長とか、係長が集まっての会議ということになります。

○議長（湯淺正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 内部検討の組織ということですが、年間何回ほど開催されていますでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 年間定期的に何回というものはございませんが、各所管課から相談があった場合、随時開催をしておりますけれども、平成26年に第1回目を開催いたしました以降、昨年3月まで計7回ほど開催をしている状況でございます。

○議長（湯淺正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） ただ今政策防災課長から、いこいの村以外には具体的な計画はないという答弁でございましたけれども、普通財産は貸付け、交換、売払い、譲与等ができる経済的価値の発見を目的としたものでございます。経済的価値を当然発揮することによって、間接的に市の行政に貢献させるため、管理処分されるべき性質のものとされておりますので、利用計画のない、いわゆる遊休未利用となる財産も含め、売却が可能となる財産については、住民福祉の向上に資する財源確保のため、積極的に売却等を推進し、先ほどからありました維持管理費の軽減並びに売却による固定資産分の増収につなげることも必要ではないかと思っております。現状のままでは、未利用財産の維持管理業務と管理経費の増加や新たな未利用財産の発生より、草刈りなど管理業務が増大し、単に財産を保有、維持するだけでも建物の保険料や管理業務経費が必要となりますので、未利用財産の処分に対する総務部長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議員がおっしゃられますように、実際、目的や役割を終えた財産、また今後利用計画のない財産等につきましては、用途廃止後に必要に応じまして売却であるとか、貸付、建物であれば取壊し等の財産処分の検討を進めることになってきます。当然、売却、売渡しを行うことによって、財政運営上は財源確保にもつながりますし、言われましたように維持管理の軽減、固定資産税の増収にも実際つながってまいります。積極的にそういったものにつきましては、賃貸または売却を推進すべきもの、そういうふう考えております。しかしながら、大規模災害、平成24年、そして熊本地震等々発生しているのも事実でございます。有事の際の自衛隊の宿营地、また災害廃棄物の置場、仮設住宅の用地、そういったものも程度確保する必要もあります。地域からは、どうしてもそういった施設の跡地、地域活性化の核となる施設をつくってほしい、何とかしてほしい、そういった思い

があるのは事実でございます。しかしながら、もう時代も確実に変わっております。そういったことから、先ほど申し上げました庁内検討委員会、設けておりますので、将来の行政のスリム化のためにも、利活用ありきではなく、当然売却や貸付け等も含めたところで十分検証・検討を行ってまいりたい。将来の阿蘇市にとってよりよい方向に進むように全庁的に協議を進めたい、そういうふうと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 今、答弁をいただきましたように、やはり将来の阿蘇市、特に災害発生時とか、いろんなことが考えられますので、職員の知恵を出し合っていただき、よりよい方向に進めていただければと思っております。

現在、新型コロナウイルス感染症の終息がなかなか見えない中ですが、そういう中で売却となると、なかなか経済的な落ち込みも予想されておまして、民間景気というのも低迷気味でありますので、しかしながらこの新型コロナウイルス問題等が落ち着いたら、すぐにでも対応できるよう、ぜひ検討委員会での検討を深めていっていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、平成 18 年度の普通会計決算における職員数は 374 人でありましたけれども、平成 30 年度の決算では 267 人と、107 名、約 3 割の職員数が削減されておりますけれども、それに反しまして地方分権の名の下に多くの複雑・多様化する事務が国や県から市へ移管されることに伴い、職員 1 人当たりの業務量は相当数増えているものと思っております。平成 29 年度、9 月に策定されました第 2 次阿蘇市総合計画において、財政健全化の推進の項目として、公有財産の有効活用も計画に盛り込まれておりますので、普通財産の将来を見据えて、事務負担の軽減や行財政運営のスリム化に積極的に取り組み、市民の付託に答えていただける行政サービスの提供に努められることを提言させていただきます、今期の私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 2 番議員、佐藤菊男君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これもちまして、本日は散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 2 時 25 分 散会